

# 給 与 便 覧

平成27年版(平成27年4月1日以降適用 平成28年3月改正版)

山 梨 県 人 事 委 員 会

# 目 次

給与便覧の見方	1
---------	---

## 給料編

1 行政職給料表	2	~	7
2 医療職給料表(一)	8	~	12
3 医療職給料表(二)	13	~	18
4 医療職給料表(三)	19	~	26
5 研究職給料表	27	~	32
6 福祉職給料表	33	~	39
7 教育職給料表(一)	40	~	46
8 教育職給料表(二)	47	~	53
9 教育職給料表(三)	54	~	60
10 公安職給料表	61	~	67
11 技能労務職給料表	68	~	76
12 給料の調整額	77	~	82
13 教職調整額			83
14 経験年数換算表			83
15 休職期間等換算表			84

## 手当編

1 管理職手当	85	~	91
2 扶養手当			92
3 地域手当			92
4 住居手当			92
5 通勤手当	93	~	94
6 期末・勤勉手当	95	~	96
7 寒冷地手当			97

8 特殊勤務手当	98	~	106
9 農林漁業普及指導手当			107
10 初任給調整手当			107
11 義務教育等教員特別手当			108
12 特勤勤務手当	109	~	110
13 へき地手当	110	~	111
14 定時制通信教育手当			111
15 産業教育手当			112
16 災害派遣手当			112
17 時間外勤務手当			112
18 休日勤務手当			113
19 夜間勤務手当			113
20 宿日直手当			113
21 管理職員特別勤務手当			113
22 単身赴任手当			113

再任用職員の給与	114
----------	-----

育児短時間勤務職員の給与	115
--------------	-----

## その他

1 四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当額	116
2 四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等を使用する職員に係る通勤手当額	117

## 給 与 便 覧 の 見 方

この給与便覧は、平成28年3月11日現在で作成したものである。

### 給料編

各給料表ごとの初任給基準表、級別資格基準表、給料表及び昇格時号給対応表を掲載した。

級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するために必要な一級下位の職務の級の在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するために必要な経験年数を示す。

### 手当編

各種手当の概要を掲載した。

手当編において「給料の月額」とは、給料月額に給料の調整額及び教職調整額を加えたものをいう。

### 再任用職員の給与

再任用職員の給料、各種手当の概要を掲載した。

### 育児短時間勤務職員の給与

育児短時間勤務職員の給料、各種手当の概要を掲載した。

その他は、四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当額(平成27年4月1日～平成28年3月31日の間適用)並びに四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等(自転車を使用する職員を除く)を使用する職員に係る通勤手当額(平成27年4月1日～平成28年3月31日の間適用)を掲載した。

# 給料編

## 1 行政職給料表

### 初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
正規の試験	上級	1/29	183,300
	中級	1/19	163,200
	初級	1/9	149,000
その他	高校卒	1/5	144,600

### 級別資格基準表

試験	職務の級 学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級
		正規の試験	上級	大学卒	2 0	4 2
	中級	短大卒	4.5 0	4 5	4 9	2 13
	初級	高校卒	7 0	4 7	4 11	2 15
その他	中学卒		8 3	4 11	4 15	2 19

給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000	円 361,300	円 406,900	円 457,200
	2	円 141,200	円 192,000	円 228,000	円 261,900	円 288,400	円 319,200	円 363,900	円 409,300	円 460,300
	3	円 142,400	円 193,800	円 229,500	円 263,700	円 290,700	円 321,500	円 366,400	円 411,800	円 463,300
	4	円 143,500	円 195,600	円 231,100	円 265,800	円 292,900	円 323,700	円 369,000	円 414,200	円 466,300
	5	円 144,600	円 197,200	円 232,600	円 267,700	円 294,900	円 326,000	円 371,100	円 416,100	円 469,300
	6	円 145,700	円 199,000	円 234,300	円 269,600	円 297,200	円 328,000	円 373,600	円 418,400	円 472,300
	7	円 146,800	円 200,800	円 235,800	円 271,600	円 299,500	円 330,200	円 375,900	円 420,500	円 475,300
	8	円 147,900	円 202,600	円 237,400	円 273,700	円 301,800	円 332,400	円 378,400	円 422,700	円 478,400
	9	円 149,000	円 204,300	円 238,900	円 275,800	円 303,900	円 334,500	円 380,900	円 424,700	円 481,100
	10	円 150,400	円 206,100	円 240,400	円 277,800	円 306,200	円 336,700	円 383,600	円 426,800	円 484,200
	11	円 151,700	円 207,900	円 242,000	円 279,900	円 308,400	円 338,800	円 386,200	円 428,900	円 487,200
	12	円 153,000	円 209,700	円 243,500	円 282,000	円 310,700	円 341,000	円 388,900	円 431,000	円 490,300
	13	円 154,300	円 211,100	円 245,000	円 284,000	円 312,900	円 343,000	円 391,300	円 432,700	円 493,000
	14	円 155,800	円 212,900	円 246,500	円 286,100	円 315,000	円 345,000	円 393,600	円 434,500	円 495,300
	15	円 157,300	円 214,600	円 247,900	円 288,100	円 317,200	円 347,100	円 395,800	円 436,500	円 497,600
	16	円 158,900	円 216,400	円 249,300	円 290,200	円 319,300	円 349,100	円 398,200	円 438,500	円 499,900
	17	円 160,200	円 218,100	円 250,800	円 292,200	円 321,400	円 351,000	円 400,000	円 440,400	円 502,000
	18	円 161,700	円 219,800	円 252,600	円 294,200	円 323,400	円 353,000	円 402,000	円 442,200	円 503,400
	19	円 163,200	円 221,400	円 254,300	円 296,300	円 325,500	円 354,800	円 403,900	円 444,000	円 504,900
	20	円 164,700	円 223,000	円 256,100	円 298,300	円 327,500	円 356,700	円 405,700	円 445,700	円 506,300
	21	円 166,100	円 224,500	円 257,800	円 300,400	円 329,500	円 358,700	円 407,600	円 447,500	円 507,500
	22	円 168,800	円 226,200	円 259,600	円 302,500	円 331,600	円 360,600	円 409,400	円 449,000	円 508,900
	23	円 171,400	円 227,800	円 261,400	円 304,500	円 333,600	円 362,600	円 411,200	円 450,400	円 510,400
	24	円 174,000	円 229,400	円 263,100	円 306,600	円 335,700	円 364,500	円 413,100	円 451,900	円 511,900
	25	円 176,700	円 230,800	円 265,100	円 308,400	円 337,300	円 366,500	円 414,900	円 453,300	円 513,000
	26	円 178,400	円 232,300	円 267,000	円 310,500	円 339,200	円 368,400	円 416,400	円 454,600	円 514,100
	27	円 180,100	円 233,800	円 268,800	円 312,600	円 341,100	円 370,400	円 417,900	円 455,900	円 515,300
	28	円 181,800	円 235,100	円 270,700	円 314,600	円 343,000	円 372,400	円 419,500	円 457,100	円 516,500
	29	円 183,300	円 236,400	円 272,400	円 316,600	円 344,700	円 373,900	円 421,100	円 458,100	円 517,500
	30	円 185,100	円 237,600	円 274,300	円 318,600	円 346,600	円 375,700	円 422,400	円 458,800	円 518,400
	31	円 186,900	円 238,700	円 276,200	円 320,700	円 348,500	円 377,500	円 423,700	円 459,600	円 519,300
	32	円 188,600	円 239,900	円 278,000	円 322,800	円 350,300	円 379,100	円 424,900	円 460,300	円 520,200

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
	94		293,600	341,400						
	95		294,000	341,900						
	96		294,400	342,300						
	97		294,600	342,400						
	98		294,900	342,900						
	99		295,300	343,300						
	100		295,700	343,600						
	101		295,900	343,900						
	102		296,200	344,300						
	103		296,600	344,700						
	104		296,900	345,100						
	105		297,100	345,600						
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800
任期付職員		144,600								

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		



昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

## 2 医療職給料表(一)

### 初任給基準表

### 級別資格基準表

職種	学歴免許等	初任給		職種	職務の級	
		級・号給	金額(円)		学歴免許等	1級
医師	博士課程修了	1/33	348,400	医師 歯科医師	大学六卒	4
歯科医師	大学六卒	1/9	268,100			0

給料表 (この表は、病院、保健所等の機関に勤務する医師・歯科医師に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100		
74		473,200	527,000		
75		473,900	527,900		
76		474,600	528,600		
77		475,000	529,400		
78		475,600	530,300		
79		476,200	531,200		
80		476,700	532,100		
81		477,300	532,900		
82		477,800	533,800		
83		478,300	534,700		
84		478,800	535,600		
85		479,200	536,400		
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800
任期付職員		253,100			

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

### 3 医療職給料表(二)

#### 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
薬剤師	大学六卒	2/17	208,400
	大学卒	2/5	189,200
臨床検査技師	大学卒	2/5	189,200
	短大三卒	1/21	179,200
栄養士	大学卒	2/5	189,200
	短大卒	1/15	167,900
理学療法士	大学卒	2/5	189,200
作業療法士	短大三卒	1/21	179,200
義肢装具士	短大三卒	1/21	179,200
歯科衛生士	短大三卒	1/21	179,200
	短大二卒	1/15	167,900
その他	高校専攻科卒	1/11	160,700
	高校卒	1/5	150,400

#### 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師	大学六卒		0	2	3	4	4
	大学卒		0	4	5	9	13
	短大卒		1.5	5	7	11	15
臨床検査技師	大学卒	0	1.5	7	10	14	18
	短大三卒		0	4	3	4	4
	短大卒		0	4	7	11	15
栄養士	大学卒		0	6	9	13	17
	短大三卒		1	5	3	4	4
	短大卒		0	1	6	9	13
理学療法士	大学卒		0	4	7	11	15
	短大三卒		1	5	3	4	4
	短大卒		0	1.5	7	10	14
作業療法士	大学卒		0	4	7	11	15
	短大三卒		1	5	3	4	4
	短大卒		0	1	6	9	13
義肢装具士	短大三卒		0	1	6	9	13
	短大卒		1	5	3	4	4
	短大卒		0	1	6	9	13
歯科衛生士	短大三卒		0	1	6	9	13
	短大二卒		0	1.5	5	3	4
	高校専攻科卒		0	3	5	3	4
その他	短大卒		0	3	8	11	15
	高校卒		0	4	5	3	4
	中学卒		0	4	9	12	16
			4	8	13	16	20

給料表

(この表は、病院等の機関に勤務する職員のうち、薬務の監理・監督・調剤に従事する薬剤師、栄養管理・栄養指導を行う栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、歯科衛生士等に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300



職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
86		288,300	324,200	345,100				
87		288,500	324,400	345,400				
88		288,700	324,800	345,700				
89		289,100	325,200	346,100				
90		289,300	325,600	346,400				
91		289,500	326,000	346,800				
92		289,700	326,400	347,100				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	93		290,100	326,700	347,500			
	94		290,300	326,900	347,800			
	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			
	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			
	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
107			330,600					
108			330,800					
109			331,000					
110			331,400					
111			331,800					
112			332,200					
113			332,400					
再任 用職 員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800
任期 付職 員		171,700						

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

## 4 医療職給料表(三)

### 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
保健師	大学卒	2/15	212,100
	短大三卒	2/9	203,500
看護師	短大三卒	2/9	203,500
	短大二卒	2/5	194,200
准看護師	准看護師養成所卒	1/5	164,200

### 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
保健師	大学卒			2.5	3	4
			0	2.5	7	11
看護師	短大卒			5	3	4
			0	5	9	13
准看護師	准看護師養成所卒		2	7	3	
		0	2	9	12	

給料表 (この表は、病院等の機関に勤務する職員のうち、看護に従事する看護師、准看護師並びに保健所等に勤務する保健師に適用する。)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	円 158,400	円 185,900	円 234,300	円 257,300	円 283,000	円 328,200	円 372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400	
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500		
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100		
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500		
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100		
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600		
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000		
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500		
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100		
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500		
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800		
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100		
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500		
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800			
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500			
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
	94	280,400	313,800	347,200	365,200			
	95	281,300	314,500	347,900	365,600			
	96	282,300	315,100	348,500	365,900			
97	283,200	315,800	348,900	366,500				
98	284,000	316,100	349,300	367,000				
99	284,600	316,700	349,800	367,500				
100	285,500	317,400	350,200	368,000				
101	286,300	317,800	350,700	368,600				
102	287,100	318,400	351,100	369,100				
103	287,900	319,000	351,600	369,600				
104	288,700	319,600	352,000	370,000				
105	289,400	320,000	352,300	370,600				
106	289,900	320,500	352,800	371,100				
107	290,400	321,000	353,200	371,600				
108	290,900	321,500	353,500	372,100				
109	291,100	321,900	354,000	372,700				
110	291,400	322,300	354,500	373,100				
111	291,600	322,600	355,000	373,600				
112	292,000	322,900	355,500	374,100				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 及び 任期 付職 員以 外の 職員	113	292,300	323,300	356,000	374,700			
	114	292,500	323,700	356,500				
	115	292,900	324,100	357,000				
	116	293,200	324,400	357,400				
	117	293,500	324,600	357,800				
	118	293,800	324,900	358,200				
	119	294,100	325,300	358,700				
	120	294,500	325,500	359,200				
	121	294,800	325,700	359,600				
	122	295,200	326,000	360,100				
	123	295,500	326,300	360,600				
	124	295,900	326,600	361,100				
	125	296,100	326,800	361,400				
	126	296,300	327,100					
	127	296,600	327,500					
	128	297,000	327,700					
	129	297,200	327,800					
	130	297,500	328,100					
	131	297,900	328,500					
	132	298,300	328,700					
	133	298,500	329,000					
	134	298,800	329,400					
	135	299,200	329,800					
	136	299,500	330,200					
	137	299,700	330,500					
	138	300,000	330,900					
	139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700					
	141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400						
146	302,400	333,800						
147	302,700	334,200						
148	303,100	334,600						
149	303,300	334,900						
150	303,500	335,300						
151	303,800	335,700						
152	304,100	336,100						



職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	153	304,500	336,400					
	154	304,700						
	155	304,900						
	156	305,200						
	157	305,500						
	158	305,800						
	159	306,100						
	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400
任期付職員		194,200						

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		
104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

## 5 研究職給料表

### 初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
正規の試験	上級	2/5	199,700
	中級	1/19	168,100
	初級	1/9	149,700
その他	博士課程修了(医学又は歯学に関するものに限る)	2/41	280,600
	博士課程修了	2/37	274,800
	修士課程修了・専門職学位課程修了・大学六卒	2/17	227,300
	高校卒	1/5	144,700

### 級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
正規の試験	大学卒			8
			0	8
	短大卒		1.5	9
		0	1.5	11
高校卒			4	9
	0		4	13
その他	中学卒		5	9
		3	5	14

給料表 (この表は、研究所、試験場等の機関に勤務する職員のうち、専門的・科学的知識及び創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事するものに適用する。)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600	
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600	
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600	
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600	
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700	
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600	
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300	
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000	
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800	
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600	
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400	
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
	77	264,000	320,700	389,400		
	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		
	80	267,700	323,500	391,200		
	81	269,100	324,600	391,800		
	82	270,400	325,400	392,400		
	83	271,700	326,100	393,000		
	84	272,900	326,900	393,600		
	85	274,100	327,400	394,100		
	86	275,200	327,900	394,600		
	87	276,500	328,400	395,100		
	88	277,700	328,900	395,800		
	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700			
	91	281,100	330,200			
	92	282,300	330,700			
	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			
	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200
任期付職員		189,800				



昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	26	41	29
68	32	26	42	30
69	33	27	42	30
70	34	27	42	30
71	35	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31
74	37	29	43	
75	38	30	44	
76	38	30	44	
77	39	31	44	
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36		
91	47	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	40		
106	59	40		
107	60	41		
108	60	41		
109	61	41		
110	61	41		
111	61	41		
112	61	42		
113	62	42		
114	62	42		
115	62	42		
116	62	42		
117	63	43		
118	63	43		
119	63	43		
120	63	43		
121	64	43		

## 6 福祉職給料表

### 初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給	
			級・号給	金額(円)
正規の試験	上級		1/25	188,900
	中級		1/15	172,400
	初級		1/5	158,000
その他		高校卒	1/1	153,400

### 級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
正規の試験	上級	大学卒		2	6	2
			0	2	8	10
	中級	短大卒		4.5	6	2
			0	4.5	11	13
初級	高校卒		7	6	2	
		0	7	13	15	
その他	中学卒		8	6	2	
			3	11	17	19

給料表 (この表は、甲陽学園、あけぼの医療福祉センター、育精福祉センターに勤務する職員のうち、専門的知識、技術をもって自己の判断に基づき独立して、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事するものに適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,400	203,600	249,600	271,000	317,000	361,300
	2	154,600	205,400	251,200	272,800	319,200	363,900
	3	155,800	207,200	252,600	274,500	321,500	366,400
	4	157,000	208,900	254,200	276,000	323,700	369,000
	5	158,000	210,600	255,500	277,800	326,000	371,100
	6	159,500	212,400	256,800	279,900	328,000	373,600
	7	160,900	214,200	258,200	282,100	330,200	375,900
	8	162,300	215,900	259,700	284,400	332,400	378,400
	9	163,600	217,800	260,900	286,500	334,500	380,900
	10	165,000	219,300	262,400	288,600	336,700	383,600
	11	166,400	220,800	263,800	290,800	338,800	386,200
	12	167,900	222,200	264,900	293,000	341,000	388,900
	13	169,400	223,700	266,200	295,000	343,000	391,300
	14	170,900	225,300	268,000	297,300	345,000	393,600
	15	172,400	226,900	269,700	299,500	347,100	395,800
	16	173,800	228,500	271,500	301,800	349,100	398,200
	17	175,400	229,900	273,200	303,900	351,000	400,000
	18	177,200	231,500	275,100	306,200	353,000	402,000
	19	178,900	233,000	276,900	308,400	354,800	403,900
	20	180,600	234,500	278,700	310,700	356,700	405,700
	21	182,200	235,700	280,300	312,900	358,700	407,600
	22	183,900	237,200	282,100	315,000	360,600	409,400
	23	185,600	238,500	283,700	317,200	362,600	411,200
	24	187,300	240,000	285,500	319,300	364,500	413,100
	25	188,900	241,500	287,400	321,400	366,500	414,900
	26	190,700	243,200	289,100	323,400	368,400	416,400
	27	192,500	244,700	290,900	325,500	370,400	417,900
	28	194,200	246,400	292,700	327,500	372,400	419,500
	29	196,000	247,800	294,300	329,500	373,900	421,100
	30	197,500	249,100	296,000	331,600	375,700	422,400
	31	199,000	250,500	297,700	333,600	377,500	423,700
	32	200,400	252,000	299,300	335,700	379,100	424,900
	33	201,900	253,300	300,900	337,500	380,900	426,100
	34	203,200	254,600	302,500	339,400	382,300	427,400
	35	204,500	256,000	304,000	341,300	383,800	428,700
36	205,700	257,200	305,600	343,200	385,400	429,900	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	37	207,000	258,600	307,300	344,700	386,800	431,100
	38	208,400	260,300	308,800	346,600	388,000	431,900
	39	209,800	261,900	310,400	348,500	389,200	432,700
	40	211,200	263,500	312,000	350,300	390,300	433,500
	41	212,200	265,000	313,400	352,200	391,400	434,100
	42	213,400	266,600	315,000	354,000	392,600	434,800
	43	214,500	268,200	316,500	355,800	393,800	435,500
	44	215,700	269,800	318,000	357,500	394,900	436,200
	45	216,600	271,500	319,300	359,300	395,600	437,000
	46	217,700	273,100	320,500	360,700	396,300	437,800
	47	218,700	274,700	321,700	362,200	397,000	438,200
	48	219,700	276,400	322,900	363,600	397,700	438,900
	49	220,600	277,900	323,900	364,600	398,300	439,400
	50	221,700	279,500	324,900	365,700	398,900	439,800
	51	222,800	281,100	325,800	366,800	399,400	440,200
	52	223,600	282,600	326,800	367,900	399,800	440,600
	53	224,300	284,300	327,700	368,800	400,200	441,000
	54	225,400	285,800	328,400	369,400	400,500	441,400
	55	226,100	287,200	329,200	370,200	400,800	441,800
	56	227,100	288,700	330,000	371,000	401,100	442,100
	57	228,000	290,200	330,600	371,800	401,400	442,400
	58	228,900	291,600	331,100	372,600	401,700	442,800
	59	229,700	293,100	331,700	373,400	402,000	443,100
	60	230,600	294,600	332,200	374,200	402,300	443,400
	61	231,600	295,900	332,700	375,100	402,600	443,700
	62	232,600	297,400	332,900	375,800	402,900	
	63	233,500	298,800	333,500	376,500	403,200	
	64	234,400	300,300	334,100	377,200	403,500	
	65	235,300	301,500	334,400	377,500	403,800	
	66	236,300	302,800	334,900	378,100	404,100	
	67	237,500	303,900	335,400	378,700	404,400	
	68	238,700	305,200	335,900	379,400	404,700	
	69	239,700	306,200	336,400	379,800	404,900	
	70	240,800	307,300	336,900	380,500	405,200	
	71	241,900	308,500	337,300	381,100	405,500	
	72	242,900	309,700	337,800	381,700	405,800	
	73	243,700	311,000	338,000	382,100	406,000	
	74	244,800	311,700	338,500	382,700	406,300	
	75	245,900	312,400	339,000	383,300	406,600	
	76	247,000	313,000	339,500	383,900	406,800	
77	247,900	313,800	339,800	384,300	407,000		
78	248,900	314,500	340,200	384,800			
79	249,900	315,200	340,700	385,300			
80	250,900	315,900	341,100	385,900			
81	251,900	316,200	341,300	386,400			
82	252,600	316,500	341,600	386,800			
83	253,600	317,100	342,100	387,200			
84	254,600	317,400	342,500	387,600			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	85	255,400	317,800	342,800	387,800		
	86	256,200	318,100	343,100	388,000		
	87	257,100	318,500	343,600	388,300		
	88	258,000	318,800	344,000	388,600		
	89	258,700	319,300	344,300	388,800		
	90	259,500	319,700	344,700	389,100		
	91	260,300	320,000	345,100	389,400		
	92	261,100	320,300	345,300	389,600		
	93	261,800	320,800	345,600	389,800		
	94	262,500	321,200				
	95	263,000	321,400				
	96	263,700	321,800				
	97	264,400	322,200				
	98	265,100	322,600				
	99	265,800	323,000				
	100	266,500	323,400				
	101	267,000	323,600				
	102	267,500	323,900				
	103	267,900	324,200				
	104	268,400	324,500				
	105	268,500	324,900				
	106	268,800	325,100				
	107	269,100	325,400				
	108	269,400	325,800				
	109	269,800	326,200				
	110	270,100	326,500				
	111	270,500	326,900				
	112	270,800	327,200				
	113	271,100	327,500				
	114	271,400	327,900				
	115	271,700	328,200				
	116	272,100	328,400				
117	272,400	328,500					
118	272,700	328,900					
119	273,100	329,300					
120	273,500	329,700					
121	273,700	329,900					
122	273,900						
123	274,300						
124	274,600						
125	274,800						
126	275,100						
127	275,500						
128	275,900						
129	276,100						
130	276,500						
131	276,900						
132	277,200						

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	133	277,400					
	134	277,700					
	135	278,100					
	136	278,400					
	137	278,600					
	138	278,900					
	139	279,200					
	140	279,500					
	141	279,700					
	142	279,900					
	143	280,100					
	144	280,400					
	145	280,800					
	146	281,000					
	147	281,300					
	148	281,600					
	149	281,900					
150	282,100						
151	282,400						
152	282,600						
153	282,900						
再任用職員		200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	355,600
任期付職員		166,400					

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1
11	1	1	3	1	1
12	1	1	4	1	1
13	1	1	5	1	1
14	1	1	6	1	2
15	1	1	7	1	3
16	1	1	8	1	4
17	1	1	9	1	5
18	1	1	10	2	6
19	1	1	11	3	7
20	1	1	12	4	8
21	1	1	13	5	9
22	1	1	14	6	10
23	1	1	15	7	11
24	1	1	16	8	12
25	1	1	17	9	13
26	1	2	18	10	14
27	1	3	19	11	15
28	1	4	20	12	16
29	1	5	21	13	17
30	1	6	22	14	18
31	1	7	23	15	19
32	1	8	24	16	20
33	1	9	25	17	21
34	2	10	26	18	21
35	3	11	27	19	22
36	4	12	28	20	22
37	5	13	29	21	23
38	6	14	30	22	23
39	7	15	31	23	24
40	8	16	32	24	24
41	9	17	33	25	25
42	10	18	33	26	25
43	11	19	34	27	26
44	12	20	34	28	26
45	13	21	35	29	27
46	14	22	35	30	27
47	15	23	36	31	28
48	16	24	36	32	28
49	17	25	37	33	29
50	18	26	38	34	29
51	19	27	39	35	29
52	20	28	40	36	29
53	21	29	41	37	30
54	21	30	41	38	30
55	22	31	41	39	30
56	22	32	42	40	30
57	23	33	42	41	31
58	23	34	42	41	31
59	24	35	43	42	31
60	24	36	43	42	31
61	25	37	43	43	31

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
62	25	38	44	43	31
63	26	39	44	44	31
64	26	40	44	44	31
65	27	41	45	45	31
66	27	42	45	45	31
67	28	43	45	46	31
68	28	44	45	46	32
69	29	45	45	47	32
70	30	46	46	47	32
71	31	47	46	48	32
72	32	48	46	48	32
73	33	49	46	49	32
74	34	50	46	49	32
75	35	51	47	50	32
76	36	52	47	50	32
77	37	53	47	50	32
78	37	54	47	50	
79	38	55	47	50	
80	38	56	47	50	
81	39	57	47	50	
82	39	57	48	50	
83	40	58	48	50	
84	40	58	48	50	
85	41	59	48	51	
86	42	59	48	51	
87	43	60	48	51	
88	44	60	48	51	
89	45	61	49	51	
90	45	61	49	51	
91	45	62	49	51	
92	46	62	49	51	
93	46	63	49	51	
94	46	63			
95	47	64			
96	47	64			
97	47	65			
98	48	65			
99	48	66			
100	48	66			
101	49	67			
102	49	67			
103	49	68			
104	49	68			
105	50	68			
106	50	68			
107	50	68			
108	50	68			
109	51	68			
110	51	68			
111	51	68			
112	51	68			
113	52	68			
114	52	68			
115	52	68			
116	52	68			
117	53	68			
118	53	68			
119	53	68			
120	53	68			
121	53	68			
122	54				



昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
123	54				
124	54				
125	54				
126	54				
127	55				
128	55				
129	55				
130	55				
131	55				
132	56				
133	56				
134	56				
135	56				
136	56				
137	57				
138	57				
139	57				
140	57				
141	57				
142	58				
143	58				
144	58				
145	58				
146	58				
147	59				
148	59				
149	59				
150	59				
151	59				
152	60				
153	60				

# 7 教育職給料表(一)

## 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
教諭及び 養護教諭	博士課程修了	2/35	271,600
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2/17	226,800
	大学卒	2/5	204,700
	短大卒	1/15	179,600
	助教諭・養護助教諭、 講師、実習助手及び 寄宿舎指導員	大学卒	1/25
	短大卒	1/15	179,600
	高校卒	1/5	159,800

## 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	特2級
校 長	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
副 校 長 及 び 教 頭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
主 幹 教 諭	大学卒		0	7
	短大卒		0	10
教 諭 及 び 養 護 教 諭	大学卒		0	
	短大卒	0	1.5	1.5
助教諭、養護 助教諭、講 師、実習助手 及び寄宿舎指 導員	大学卒	0	別に 定める	
	短大卒	0	別に 定める	
	高校卒	0	別に 定める	

(この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。  
この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額  
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。)

## 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	
	45	234,600	293,400	358,700	409,400	
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	
	49	240,100	303,400	366,500	415,500	
	50	241,600	305,800	368,300	416,900	
	51	242,800	308,300	370,200	418,500	
	52	244,300	310,700	372,200	420,000	
	53	245,600	313,100	374,100	421,700	
	54	246,800	315,300	375,900	423,200	
	55	248,200	317,400	377,700	424,800	
	56	249,400	319,600	379,400	426,400	
	57	250,700	321,900	380,900	427,900	
	58	251,800	324,000	382,500	429,400	
	59	253,000	326,200	384,200	430,600	
	60	254,200	328,200	385,900	431,800	
	61	255,500	330,400	387,100	433,000	
	62	256,900	332,500	388,500	434,300	
	63	258,300	334,700	389,900	435,600	
	64	259,500	336,900	391,200	436,800	
	65	260,900	338,800	392,600	438,000	
	66	262,400	341,000	393,800	439,200	
	67	264,000	343,100	395,200	440,400	
	68	265,700	345,300	396,600	441,600	
	69	267,200	347,300	397,900	442,800	
	70	268,600	349,200	399,200	444,000	
	71	270,000	351,300	400,600	445,200	
	72	271,500	353,300	401,900	446,400	
73	272,600	355,100	403,200	447,500		
74	274,000	357,000	404,600	448,100		
75	275,400	358,800	406,000	448,600		
76	276,700	360,700	407,300	449,100		
77	278,100	362,600	408,500	449,600		
78	279,300	364,300	409,700			
79	280,500	366,000	411,000			
80	281,700	367,600	412,400			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	81	282,900	369,100	413,700		
	82	284,100	370,600	414,900		
	83	285,300	372,100	415,900		
	84	286,500	373,500	417,100		
	85	287,700	374,600	418,300		
	86	288,800	376,000	419,500		
	87	290,000	377,400	420,700		
	88	291,200	378,700	421,700		
	89	292,400	380,000	422,800		
	90	293,500	381,300	423,800		
	91	294,700	382,500	424,800		
	92	295,900	383,800	425,800		
	93	296,700	385,100	426,700		
	94	297,700	386,200	427,500		
	95	298,800	387,500	428,300		
	96	300,000	388,700	429,100		
	97	301,000	390,100	429,900		
	98	302,100	391,100	430,300		
	99	303,100	392,200	430,700		
	100	304,200	393,200	431,100		
	101	305,100	394,100	431,500		
	102	306,200	395,100	431,800		
	103	307,300	396,200	432,100		
	104	308,300	397,300	432,400		
	105	308,900	398,000	432,700		
	106	309,800	398,900	433,000		
	107	310,600	399,800	433,300		
	108	311,400	400,700	433,500		
109	312,300	401,500	433,700			
110	312,700	402,400				
111	313,100	403,200				
112	313,600	404,000				
113	314,200	404,600				
114	314,600	405,300				
115	315,100	406,000				
116	315,600	406,700				
117	316,200	407,300				
118	316,700	407,800				
119	317,100	408,200				
120	317,600	408,600				
121	318,100	409,000				
122	318,500	409,300				
123	319,000	409,600				
124	319,500	409,800				
125	320,100	410,000				
126	320,400	410,300				
127	320,700	410,600				
128	321,000	410,800				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	129	321,200	411,000			
	130	321,500	411,300			
	131	321,800	411,600			
	132	322,100	411,800			
	133	322,300	412,000			
	134	322,500	412,300			
	135	322,700	412,600			
	136	323,000	412,800			
	137	323,300	413,000			
	138	323,500	413,300			
	139	323,800	413,600			
	140	324,100	413,800			
	141	324,300	414,000			
	142	324,500	414,300			
	143	324,800	414,600			
	144	325,000	414,800			
	145	325,300	415,000			
	146	325,500				
	147	325,800				
	148	326,100				
149	326,300					
150	326,500					
151	326,800					
152	327,100					
153	327,300					
再任用職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000
任期付職員		197,900				

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8
49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	37	42	14	42	25
67	38	43	15	43	26
68	38	44	16	44	26
69	39	45	17	45	27
70	39	46	18	46	27
71	40	47	19	47	28
72	40	48	20	48	28
73	41	49	21	49	29
74	42	50	22	50	29
75	43	51	23	51	30
76	44	52	24	52	30
77	45	53	25	53	31
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	
80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	61	
87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	
92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	54	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	69	
99	56	75	47	69	
100	56	76	48	70	
101	57	77	49	70	
102	57	78	49	70	
103	57	79	50	71	
104	58	80	50	71	
105	58	81	51	71	
106	58	81	51	72	
107	59	82	52	72	
108	59	82	52	72	
109	59	83	53	73	
110	60	83	53		
111	60	84	54		
112	60	84	54		
113	61	85	55		
114	61	85	55		
115	61	86	56		
116	61	86	56		
117	61	87	57		
118	62	87	57		
119	62	88	57		
120	62	88	57		
121	62	89	57		
122	62	89	57		

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
123	63	89	57		
124	63	89	58		
125	63	89	58		
126	63	90	58		
127	63	90	58		
128	64	90	58		
129	64	90	58		
130	64	90	58		
131	64	91	59		
132	64	91	59		
133	65	91	59		
134	65	91	59		
135	65	91	59		
136	65	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	66	92	59		
140	66	92	59		
141	66	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	67	95	60		
146	67				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	68				
152	68				
153	68				



## 8 教育職給料表(二)

### 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
教諭、養護教諭 及び栄養教諭	博士課程修了	2/47	271,600
	修士課程修了	2/29	226,800
	専門職学位課程修了		
	大学卒		
	短大卒	2/7	182,300
講師、助教諭及び 養護助教諭	大学卒	1/25	200,800
	短大卒	1/15	179,600
	高校卒	1/5	159,800

職 種	職務の級 学歴免許等	1級	2級	特2級
		0	0	0
校 長	大学卒	0	0	0
	短大卒	0	0	0
教 頭	大学卒	0	0	0
	短大卒	0	0	0
主幹教諭	大学卒	0	7	
	短大卒	0	10	
教諭、養護 教諭及び 栄養教諭	大学卒	0	0	
	短大卒	0	0	
講師、助教 諭及び養 護助教諭	大学卒	0	別 に 定 め る	
	短大卒	0	別 に 定 め る	
	高校卒	0	別 に 定 め る	

給料表 (この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。  
この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額  
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	
	52	243,500	282,000	367,400	389,000	
	53	244,700	283,900	368,900	390,200	
	54	246,100	286,400	370,400	391,500	
	55	247,400	288,700	371,900	392,600	
	56	248,600	291,200	373,400	393,700	
	57	249,900	293,400	374,900	395,100	
	58	251,100	295,900	376,300	396,300	
	59	252,200	298,300	377,700	397,500	
	60	253,400	301,000	379,000	398,800	
	61	254,800	303,400	379,900	400,000	
	62	256,100	305,800	381,100	401,000	
	63	257,300	308,300	382,300	402,400	
	64	258,300	310,700	383,400	403,700	
	65	259,300	313,100	384,300	404,900	
	66	260,700	315,300	385,500	406,000	
	67	262,200	317,400	386,500	407,200	
	68	263,700	319,600	387,600	408,300	
	69	265,300	321,900	388,800	409,300	
	70	266,800	324,000	389,800	410,500	
	71	268,300	326,200	390,900	411,700	
	72	269,800	328,200	392,100	412,900	
73	271,000	330,400	393,100	413,500		
74	272,200	332,500	394,200	414,300		
75	273,500	334,700	395,300	415,000		
76	274,800	336,900	396,400	415,500		
77	276,200	338,700	397,300	415,800		
78	277,300	340,600	398,200	416,200		
79	278,500	342,500	399,200	416,600		
80	279,700	344,300	400,200	417,000		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	81	281,000	346,100	401,000	417,300	
	82	281,900	347,900	401,800	417,700	
	83	283,100	349,600	402,500	418,100	
	84	284,300	351,400	403,300	418,400	
	85	285,300	352,800	404,000	418,700	
	86	286,200	354,400	404,800	419,100	
	87	287,200	355,900	405,500	419,500	
	88	288,200	357,400	406,200	419,800	
	89	289,300	358,800	406,800	420,100	
	90	290,200	360,100	407,500	420,400	
	91	291,100	361,500	408,000	420,700	
	92	292,000	362,900	408,700	420,900	
	93	292,500	364,400	409,100	421,100	
	94	293,200	365,700	409,500		
	95	293,900	367,000	409,800		
	96	294,700	368,200	410,100		
	97	295,500	369,200	410,400		
	98	296,300	370,200	410,700		
	99	297,100	371,200	411,000		
	100	297,800	372,200	411,200		
	101	298,700	373,100	411,400		
	102	299,200	374,100	411,700		
	103	299,700	375,100	412,000		
	104	300,200	376,100	412,200		
	105	300,400	376,900	412,400		
	106	300,800	377,800	412,700		
	107	301,100	378,700	413,000		
	108	301,300	379,700	413,200		
109	301,500	380,500	413,400			
110	301,700	381,500				
111	302,000	382,500				
112	302,300	383,500				
113	302,500	384,100				
114	302,700	385,000				
115	302,900	385,900				
116	303,200	386,800				
117	303,500	387,600				
118	303,800	388,300				
119	304,100	389,100				
120	304,400	389,900				
121	304,500	390,500				
122	304,700	391,300				
123	305,000	392,000				
124	305,300	392,700				
125	305,500	393,300				
126		394,000				
127		394,500				
128		395,100				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	129		395,800			
	130		396,400			
	131		396,900			
	132		397,400			
	133		397,700			
	134		398,000			
	135		398,300			
	136		398,600			
	137		398,900			
	138		399,200			
	139		399,500			
	140		399,800			
	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
149		402,200				
150		402,500				
151		402,800				
152		403,000				
153		403,200				
154		403,500				
155		403,800				
156		404,000				
157			404,200			
再任 用職 員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000
任期 付職 員		197,900				

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1
47	39	11	1	39	1
48	40	12	1	40	1
49	41	13	1	41	1
50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	45	22	10	50	2
59	46	23	11	51	3
60	46	24	12	52	4
61	47	25	13	53	5

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
62	47	26	14	54	6
63	48	27	15	55	7
64	48	28	16	56	8
65	49	29	17	57	9
66	49	30	18	58	10
67	50	31	19	59	11
68	50	32	20	60	12
69	51	33	21	61	13
70	51	34	22	62	14
71	52	35	23	63	15
72	52	36	24	64	16
73	53	37	25	65	17
74	54	38	26	66	18
75	55	39	27	67	19
76	56	40	28	68	20
77	57	41	29	69	20
78	57	42	30	70	20
79	58	43	31	71	20
80	58	44	32	72	20
81	59	45	33	73	21
82	59	46	34	73	21
83	60	47	35	74	21
84	60	48	36	74	21
85	61	49	37	75	21
86	61	50	38	75	22
87	61	51	39	76	22
88	62	52	40	76	22
89	62	53	41	77	22
90	62	54	42	78	22
91	63	55	43	79	23
92	63	56	44	80	23
93	63	57	45	80	23
94	64	58	46	80	
95	64	59	47	80	
96	64	60	48	81	
97	65	61	49	81	
98	65	62	50	81	
99	65	63	51	81	
100	65	64	52	82	
101	65	65	53	82	
102	66	66	54	82	
103	66	67	55	82	
104	66	68	56	83	
105	66	69	57	83	
106	66	70	58	83	
107	67	71	59	83	
108	67	72	60	84	
109	67	73	61	84	
110	67	74	61		
111	67	75	62		
112	68	76	62		
113	68	77	63		
114	68	77	63		
115	68	78	64		
116	68	78	64		
117	69	79	65		
118	69	79	66		
119	69	80	67		
120	70	80	68		
121	70	81	69		
122	70	82	69		

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
123	71	83	70		
124	71	84	70		
125	71	85	71		
126		86	71		
127		87	72		
128		88	72		
129		89	73		
130		89	73		
131		90	74		
132		90	74		
133		90	74		
134		90	74		
135		91	74		
136		91	74		
137		91	74		
138		91	74		
139		92	74		
140		92	74		
141		92	74		
142		92	74		
143		93	74		
144		93	74		
145		93	74		
146		93	74		
147		94	74		
148		94	74		
149		94	74		
150		94	74		
151		95	75		
152		95	75		
153		95	75		
154		96	75		
155		96	75		
156		96	76		
157		97	76		

## 9 教育職給料表(三)

### 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
講師	博士課程修了	2/35	293,700
	修士課程修了	2/17	246,400
	専門職学位課程修了		
助教及び助手	大学卒	1/17	216,800
	博士課程修了	1/47	267,200
助教及び助手	博士課程修了	1/47	267,200
	修士課程修了	1/29	239,400
	専門職学位課程修了		
	大学卒	1/17	216,800
	短大卒	1/7	192,700

### 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教授	大学卒			6	5
	短大卒		0	7	12
准教授	大学卒			6	5
	短大卒	0	1	7	15
講師	大学卒			6	5
	短大卒	0	1	7	15
助教及び助手	大学卒			6	5
	短大卒	0	1	7	15

給料表 (この表は、宝石美術専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	176,500	211,200	270,700	341,700	475,800
	2	179,100	213,300	273,700	344,800	478,000
	3	181,700	215,400	276,500	347,900	480,200
	4	184,400	217,500	279,300	351,200	482,300
	5	187,100	219,400	282,200	354,300	484,200
	6	189,900	221,500	284,800	356,400	486,100
	7	192,700	223,600	287,100	358,800	488,000
	8	195,600	225,600	289,600	361,400	489,900
	9	198,500	227,800	292,100	364,000	491,900
	10	201,500	230,200	294,700	366,200	493,900
	11	204,400	232,600	297,100	368,500	495,800
	12	207,300	235,000	299,700	370,700	497,700
	13	210,000	237,200	302,000	372,800	499,400
	14	211,700	239,500	304,000	375,300	501,200
	15	213,400	241,800	306,100	377,800	503,000
	16	215,100	244,100	308,200	380,300	504,900
	17	216,800	246,400	310,600	382,600	506,600
	18	218,600	249,500	313,200	384,900	508,300
	19	220,400	252,600	315,700	387,300	510,100
	20	222,000	255,700	318,100	389,600	512,000
	21	223,900	258,500	320,600	392,100	513,600
	22	225,800	261,500	323,600	394,600	515,200
	23	227,800	264,400	326,300	397,300	516,800
	24	229,800	267,300	329,400	399,900	518,300
	25	231,600	270,100	332,400	402,400	519,800
	26	233,600	272,700	335,200	404,900	521,200
	27	235,600	275,200	338,000	407,300	522,600
28	237,600	277,900	340,900	409,800	523,900	



職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	29	239,400	280,800	343,700	411,800	525,000
	30	241,300	283,000	346,200	414,300	526,000
	31	243,300	285,000	348,800	416,700	527,000
	32	245,300	287,200	351,300	419,100	528,000
	33	247,100	289,400	353,800	421,100	528,800
	34	249,100	291,500	356,000	423,400	529,600
	35	251,000	293,700	358,300	425,600	530,500
	36	252,900	295,800	360,600	427,900	531,400
	37	254,500	297,800	362,900	430,100	532,200
	38	256,200	299,700	365,000	432,300	533,100
	39	257,700	301,500	367,300	434,600	533,700
	40	259,400	303,300	369,500	436,900	534,200
	41	261,100	305,200	371,800	439,300	534,800
	42	262,300	307,500	373,800	441,500	535,500
	43	263,200	309,600	375,900	443,900	536,200
	44	264,300	312,000	378,000	446,300	536,700
	45	265,400	314,100	379,800	448,400	537,200
	46	266,300	316,200	381,800	450,400	537,900
	47	267,200	318,500	383,700	452,500	538,500
	48	268,100	321,000	385,700	454,700	539,100
	49	269,000	323,500	387,000	456,900	539,600
	50	269,700	325,900	388,800	459,000	
	51	270,500	328,200	390,500	461,300	
	52	271,300	330,400	392,300	463,500	
	53	272,200	332,700	393,500	465,300	
	54	273,200	334,700	395,100	466,900	
	55	274,100	336,600	396,600	468,600	
	56	275,100	338,500	398,300	470,400	
	57	276,000	340,400	399,700	471,800	
	58	277,300	342,300	401,400	472,900	
	59	278,600	344,300	403,000	474,000	
	60	280,000	346,300	404,600	475,100	
	61	281,200	348,200	405,900	476,200	
	62	282,600	350,000	407,500	477,300	
	63	283,900	351,900	409,000	478,400	
	64	285,200	353,700	410,600	479,500	
	65	286,300	355,600	412,000	480,500	
	66	287,600	357,500	413,000	481,600	
	67	288,900	359,300	414,000	482,600	
	68	290,200	361,100	414,900	483,700	
	69	291,600	362,800	415,900	484,600	
	70	292,600	364,500	416,900	485,600	
	71	293,600	366,300	418,000	486,600	
	72	294,600	368,000	418,900	487,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	73	295,800	369,500	419,600	488,600	
	74	296,800	371,100	420,400	489,600	
	75	297,900	372,500	421,400	490,600	
	76	299,000	374,100	422,400	491,600	
	77	299,800	375,800	423,400	492,500	
	78	300,800	377,500	424,400	493,300	
	79	301,800	379,100	425,400	494,200	
	80	302,700	380,700	426,300	495,100	
	81	303,500	382,200	427,000	495,900	
	82	304,400	383,700	427,900	496,700	
	83	305,300	385,200	428,800	497,500	
	84	306,200	386,800	429,600	498,300	
	85	306,900	387,800	430,500	498,800	
	86	307,600	389,100	431,300	499,500	
	87	308,300	390,500	432,100	500,300	
	88	309,200	391,800	433,000	501,100	
	89	310,100	393,200	433,700	501,800	
	90	310,900	394,300	434,200	502,600	
	91	311,700	395,400	434,800	503,200	
	92	312,400	396,600	435,200	503,600	
	93	313,100	397,400	435,700	504,100	
	94	313,800	398,500	436,200	504,700	
	95	314,500	399,600	436,600	505,200	
	96	315,200	400,600	437,000	505,700	
	97	315,600	401,500	437,200	506,100	
	98	316,000	402,500	437,600		
	99	316,400	403,500	437,900		
	100	316,800	404,400	438,200		
	101	317,100	405,200	438,500		
	102	317,500	406,200	438,800		
103	317,800	407,200	439,100			
104	318,200	408,200	439,400			
105	318,700	408,800	439,600			
106	319,100	409,500	439,900			
107	319,600	410,200	440,200			
108	320,100	410,800	440,400			
109	320,500	411,300	440,600			
110	321,000	411,700	440,900			
111	321,400	412,000	441,200			
112	321,900	412,300	441,400			
113	322,200	412,500	441,600			
114	322,700	412,800				
115	323,100	413,100				
116	323,600	413,400				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	117	323,900	413,600			
	118	324,300	413,900			
	119	324,800	414,200			
	120	325,300	414,400			
	121	325,500	414,600			
	122	325,900	414,900			
	123	326,400	415,200			
	124	326,700	415,400			
	125	326,900	415,600			
	126	327,200				
	127	327,700				
	128	328,200				
	129	328,400				
	130	328,800				
	131	329,300				
	132	329,700				
	133	329,900				
	134	330,300				
	135	330,800				
	136	331,000				
	137	331,300				
138	331,700					
139	332,100					
140	332,500					
141	333,000					
再任用職員		246,500	292,100	309,500	374,400	467,800
任期付職員		210,000				

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	1	1	1
19	7	1	1	1
20	8	1	1	1
21	9	1	1	1
22	10	2	2	1
23	11	3	3	1
24	12	4	4	1
25	13	5	5	1
26	14	6	6	1
27	15	7	7	1
28	16	8	8	1
29	17	9	9	1
30	18	10	10	1
31	19	11	11	1
32	20	12	12	1
33	21	13	13	1
34	22	14	14	1
35	23	15	15	1
36	24	16	16	1
37	25	17	17	1
38	26	18	18	1
39	27	19	19	1
40	28	20	20	1
41	29	21	21	1
42	29	22	22	1
43	29	23	23	1
44	30	24	24	1
45	30	25	25	1
46	30	26	26	1
47	31	27	27	1
48	31	28	28	1
49	31	29	29	1
50	32	30	30	1
51	32	31	31	1
52	32	32	32	1
53	33	33	33	1
54	33	34	33	2
55	34	35	34	3
56	34	36	34	4
57	35	37	35	5
58	35	38	35	6
59	36	39	36	7
60	36	40	36	8
61	37	41	37	9

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
62	37	42	38	10
63	38	43	39	11
64	38	44	40	12
65	39	45	41	13
66	39	46	41	14
67	40	47	42	15
68	40	48	42	16
69	41	49	43	17
70	41	49	43	17
71	42	50	44	18
72	42	50	44	18
73	43	51	45	19
74	43	51	45	19
75	44	52	45	20
76	44	52	46	20
77	45	53	46	21
78	45	54	46	21
79	46	55	47	22
80	46	56	47	22
81	47	57	47	22
82	47	58	48	22
83	48	59	48	23
84	48	60	48	23
85	49	61	49	23
86	49	62	49	24
87	49	63	49	24
88	50	64	49	24
89	50	65	50	25
90	50	66	50	25
91	51	67	50	25
92	51	68	50	26
93	51	69	51	26
94	52	69	51	26
95	52	70	51	27
96	52	70	51	27
97	53	71	51	27
98	53	71	52	
99	53	72	52	
100	53	72	52	
101	53	73	52	
102	54	74	52	
103	54	75	53	
104	54	76	53	
105	54	77	53	
106	54	78	53	
107	55	79	53	
108	55	80	54	
109	55	80	54	
110	55	80	54	
111	55	80	55	
112	56	80	55	
113	56	80	55	
114	56	80		
115	56	80		
116	56	80		
117	57	80		
118	57	80		
119	57	80		
120	57	80		
121	57	80		
122	57	80		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
123	58	80		
124	58	80		
125	58	80		
126	58			
127	58			
128	58			
129	59			
130	59			
131	59			
132	59			
133	59			
134	59			
135	60			
136	60			
137	60			
138	60			
139	60			
140	60			
141	61			

# 10 公安職給料表

## 初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給	
			級・号給	金額(円)
正規の試験	警察官採用試験(A)		1/25	209,700
	警察官採用試験(B)		1/9	177,200
その他		皇室警察学校又は都道府県警察の警察学校の初任科卒	1/13	184,200

## 級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
正規の試験	警察官採用試験(A)・(B)	高校卒	2	3	5	6	2
			0	2	5	10	16
その他	中学卒		2	3	5	6	2
			4	6	9	14	20

給料表 (この表は、警察本部の内部部局、警察学校及び警察署に勤務する警察官に適用する。)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400			
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700			
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000			
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300			
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600			
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900			
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100			
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400			
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700			
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000			
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200			
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500			
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800			
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100			



職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600			
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800			
	93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000			
	94	299,400	323,000	349,400	383,000					
	95	300,500	324,400	350,900	383,600					
	96	301,800	325,700	352,400	384,100					
	97	302,900	326,900	353,700	384,500					
	98	304,100	328,200	354,900	384,900					
	99	305,300	329,500	356,000	385,500					
	100	306,500	330,800	357,200	386,000					
101	307,700	332,200	358,300	386,400						
102	308,700	333,100	359,400	386,900						
103	309,800	334,200	360,500	387,500						
104	310,800	335,400	361,700	388,000						
105	311,600	336,500	362,900	388,300						
106	312,200	337,600	363,400	388,700						
107	312,800	338,600	364,000	389,200						
108	313,500	339,700	364,600	389,500						
109	314,000	340,900	365,200	389,800						
110	314,500	341,900	365,700	390,300						
111	315,000	342,900	366,200	390,800						
112	315,600	343,800	366,700	391,300						
113	316,400	344,700	367,100	391,600						
114	317,100	345,600	367,500	392,100						
115	317,800	346,600	368,100	392,600						
116	318,500	347,600	368,600	393,100						
117	319,100	348,600	369,000	393,400						
118	319,900	349,100	369,500	393,900						
119	320,600	349,700	370,100	394,400						
120	321,400	350,300	370,600	394,900						



昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	78	74	69	57	76	53		
87	79	75	70	58	77	53		
88	80	76	70	58	78	54		
89	81	77	71	59	79	54		
90	81	78	71	59	80	54		
91	82	79	72	60	81	55		
92	82	80	72	60	82	55		
93	83	81	73	61	83	55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130			96					
131			96					
132			96					
133			97					
134			97					
135			97					
136			97					
137			97					
138			98					
139			99					
140			100					
141			100					

# 11 技能労務職給料表

## 初任給基準表

基礎学歴 (経験年数)	初 任 給		
	級・号給	金額(円)	
高校卒	1/25 ~ 1/56	151,500 ~ 197,300	
中学卒	1/9 ~ 1/40	134,000 ~ 175,700	
高校卒	8年以上 17年未満	1/57 ~ 1/80	198,400 ~ 221,800
	17年以上	1/81	222,800

## 級別資格基準表

職務の級 基準学歴	1級	2級	3級	4級
高校卒	0	7	別に定 める	別に定 める
中学卒	0	別に定 める	別に定 める	別に定 める

給料表 (この表は、守衛、技術員、技能員、文書事務員、業務員等に適用する。)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円
	1	126,400	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	238,200	280,100	324,800
32	161,900	239,500	281,100	326,000	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び 任期付職員 以外の職員	33	163,400	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	249,500	288,500	334,400
	41	177,600	250,600	289,400	335,400
	42	179,100	251,900	290,400	336,400
	43	180,600	253,100	291,400	337,400
	44	182,100	254,400	292,300	338,400
	45	183,500	255,300	293,000	347,000
	46	185,000	256,400	293,900	348,400
	47	186,400	257,600	294,800	349,900
	48	187,800	258,700	295,700	351,400
	49	189,200	259,900	296,400	353,000
	50	190,400	261,100	297,000	353,800
	51	191,700	262,300	297,700	355,000
	52	192,800	263,300	298,500	356,000
	53	194,000	264,400	299,100	356,900
	54	195,100	265,500	299,900	358,000
	55	196,200	266,700	300,600	358,900
	56	197,300	267,900	301,300	360,000
	57	198,400	268,900	302,000	360,900
	58	199,500	269,900	302,700	361,600
	59	200,500	271,000	303,500	362,300
	60	201,500	272,000	304,200	363,000
	61	202,500	273,100	304,800	363,400
	62	203,600	274,200	305,500	364,000
	63	204,700	275,200	306,200	364,700
	64	205,700	276,300	306,900	365,400
65	206,600	277,200	307,400	365,700	
66	207,500	278,000	307,900	366,400	
67	208,200	278,800	308,500	367,100	
68	209,100	279,600	309,100	367,800	
69	210,000	280,500	309,700	368,100	
70	211,200	281,300	310,100	368,700	
71	212,200	282,100	310,600	369,400	
72	213,100	282,800	311,100	370,000	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	73	213,800	283,600	311,400	370,300
	74	215,000	284,300	311,900	370,900
	75	216,100	285,100	312,400	371,600
	76	217,300	285,900	312,800	372,200
	77	218,300	286,500	313,000	372,600
	78	219,500	287,000	313,300	373,100
	79	220,700	287,500	313,600	373,700
	80	221,800	287,900	313,900	374,200
	81	222,800	288,300	314,200	374,700
	82	224,000	288,700	314,500	375,300
	83	225,100	289,200	314,800	375,800
	84	226,200	289,700	315,100	376,100
	85	227,300	290,100	315,300	376,500
	86	228,400	290,700	315,700	377,000
	87	229,500	291,300	316,000	377,400
	88	230,600	291,900	316,200	377,800
	89	231,700	292,200	316,400	378,200
	90	232,800	292,700	316,700	378,700
	91	233,900	293,200	317,000	379,100
	92	235,100	293,600	317,300	379,500
	93	236,200	294,000	317,500	379,800
	94	237,200	294,500	317,800	
	95	238,100	295,000	318,100	
	96	239,100	295,500	318,300	
	97	240,100	295,800	318,500	
	98	241,100	296,200	318,800	
	99	242,100	296,700	319,100	
	100	243,000	297,200	319,300	
	101	244,000	297,600	319,500	
	102	244,900	298,000		
103	245,800	298,300			
104	246,700	298,600			
105	247,600	298,900			
106	248,400	299,300			
107	249,200	299,700			
108	249,900	300,100			
109	250,700	300,400			
110	251,300	300,800			
111	251,900	301,200			
112	252,400	301,500			



職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	113	252,600	301,700		
	114	253,000	302,000		
	115	253,500	302,300		
	116	254,000	302,500		
	117	254,600	302,700		
	118	255,000	303,000		
	119	255,500	303,300		
	120	256,000	303,500		
	121	256,300	303,700		
	122	256,600	304,000		
	123	256,900	304,300		
	124	257,200	304,500		
	125	257,400	304,700		
	126	257,600	305,000		
	127	257,900	305,300		
	128	258,200	305,500		
	129	258,400	305,700		
	130	258,600	306,000		
	131	259,000	306,300		
	132	259,200	306,500		
	133	259,500	306,700		
	134	259,900			
	135	260,200			
	136	260,500			
	137	260,700			
	138	261,000			
	139	261,200			
	140	261,500			
	141	261,800			
	142	262,000			
	143	262,300			
	144	262,600			
145	262,800				
146	263,000				
147	263,300				
148	263,500				
149	263,800				
150	264,100				
151	264,400				
152	264,600				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	153	264,800			
	154	265,100			
	155	265,300			
	156	265,500			
	157	265,800			
	158	266,100			
	159	266,400			
	160	266,700			
	161	266,800			
	162	267,100			
	163	267,400			
	164	267,700			
	165	267,800			
	166	268,100			
	167	268,400			
	168	268,700			
	169	268,800			
170	269,100				
171	269,400				
172	269,700				
173	269,800				
174	270,100				
175	270,400				
176	270,700				
177	270,800				
再任 用職 員		200,900	222,000	242,800	273,500
任期 付職 員		130,200			

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	2	21	25
50	3	22	25
51	4	23	26
52	5	24	26
53	6	25	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
54	7	26	27
55	8	27	28
56	9	28	28
57	10	29	29
58	11	30	29
59	12	31	29
60	13	32	30
61	13	33	30
62	14	34	30
63	15	35	31
64	16	36	31
65	17	37	31
66	18	38	32
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	30	50	36
79	31	51	36
80	32	52	36
81	33	53	37
82	33	54	37
83	34	55	37
84	34	56	37
85	35	57	37
86	35	58	37
87	36	59	37
88	36	60	38
89	37	61	38
90	38	61	38
91	39	62	38
92	40	62	38
93	41	63	38
94	42	63	38
95	43	64	39
96	44	64	39
97	45	65	39
98	46	65	39
99	47	66	39
100	48	66	39
101	49	67	39
102	49	67	
103	50	68	
104	50	68	
105	51	69	
106	51	70	
107	52	71	
108	52	72	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
109	53	73	
110	53	73	
111	54	74	
112	54	74	
113	55	75	
114	55	75	
115	56	76	
116	56	76	
117	57	76	
118	57	76	
119	58	76	
120	58	76	
121	59	76	
122	59	76	
123	60	76	
124	60	76	
125	61	76	
126	61	76	
127	61	76	
128	61	76	
129	62	76	
130	62	76	
131	62	76	
132	62	76	
133	63	76	
134	63		
135	63		
136	63		
137	64		
138	64		
139	64		
140	64		
141	65		
142	65		
143	65		
144	65		
145	66		
146	66		
147	66		
148	66		
149	67		
150	67		
151	67		
152	67		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	69		
158	69		
159	69		
160	69		
161	69		
162	69		
163	69		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
164	70		
165	70		
166	70		
167	70		
168	70		
169	70		
170	70		
171	71		
172	71		
173	71		
174	71		
175	71		
176	71		
177	71		

## 12 給料の調整額

調整基本額 × 調整数で得た額(その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額)を支給する。

適用区分表

勤務箇所	給料の調整額を受ける職員	調整数
医 務 課	(1) 結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	2
	(2) 精神病患者の作業療法に直接従事する職員	
	(3) 精神病患者の心理検査及び心理療法に直接従事する職員	
	(4) 精神病患者の相談及び援助の業務に常時従事する職員	
	(5) 患者の相談及び援助の業務に常時従事する職員	1
衛 生 薬 務 課	麻薬取締員	2
児 童 相 談 所 一 時 保 護 課	(1) 一時保護児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする指導員及び保育士	3
	(2) 一時保護課長	1
甲 陽 学 園	(1) 児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3
	(2) 園長及び副園長	人事委員会が必要と認める調整数
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	
障 害 者 相 談 所	義肢装具士	2
あけぼの医療福祉センター	(1) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(交替制により勤務する者に限る。)	5
	(2) 重度肢体不自由児及び肢体不自由児の保育に直接従事することを本務とする保育士((1)に掲げる者以外の者で交替制により勤務する者に限る。)	3.5
	(3) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	3
	(4) 肢体不自由児の保育及び生活支援に直接従事することを本務とする保育士((1)から(3)までに掲げる者を除く。)	2.5
	(5) 理学療法士、作業療法士及び言語訓練に従事する職員	
	(6) 医師((10)に掲げる者を除く。)	2
	(7) 生活支援及び職業指導に直接従事することを本務とする職員	
	(8) 歯科衛生士及び心理判定員	
	(9) 検査科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	
	(10) 所長	1
	(11) 福祉指導幹	医(一)3級の者は2
	(12) (1)から(11)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数

育 精 福 祉 セ ン タ ー	(1) 重度知的障害児の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員及び保育士 (交替制により勤務する者に限る。)	5
	(2) 重度知的障害者の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員 ((1)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	4.5
	(3) 知的障害児(重度知的障害児を除く。)又は知的障害者(重度知的障害者を除く。)の生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員 ((1)及び(2)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	4
	(4) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする生活支援員、作業指導員及び保育士 ( (1)から(3)までに掲げる者を除く。 )	3
	(5) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする保健師	2
	(6) 所長	人事委員会が必要と認める調整数
	(7) (1)から(6)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	
衛 生 環 境 研 究 所	結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	1
食 肉 衛 生 検 査 所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	3
	(2) 所長及び次長	1
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	
動 物 愛 護 指 導 セ ン タ ー	動物管理の業務に直接従事することを常例とする職員	2
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	(1) 常時精神病患者の診断(鑑定)に直接従事する医師((2)に掲げる者を除く。)	2
	(2) 所長(医師に限る。)	1 医(一)3級の者は2
	(3) 精神病患者の心理検査及び心理療法に直接従事することを常例とする心理判定員	1
	(4) 精神病患者の作業療法に直接従事することを常例とする作業療法士	
	(5) (1)から(4)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数
産 業 技 術 短 期 大 学 校	常時職業訓練業務に直接従事する職員	2
峡 南 高 等 技 術 専 門 校	常時職業訓練業務に直接従事する職員	2
専 門 学 校 農 業 大 学 校	常時農業教育業務に直接従事する職員	2
家 畜 保 健 衛 生 所	常時家畜の伝染病予防、診断及び保健衛生上必要な試験、検査等の業務に直接従事する獣医師	1
特 別 支 援 学 校	人事委員会が調整を必要と認める職員 県立学校教育職員を除く	人事委員会が必要と認める調整数
	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師並びに校長、副校長、教頭、養護教諭及び養護助教諭 (2) 教諭、助教諭及び講師((1)に掲げる者を除く。) (3) 特別支援教育に直接従事することを本務とする実習助手 (4) 寄宿舎指導員	1



勤務箇所	給料の調整額を受ける職員	調整数
小学校 中学校	(1) 学校教育法第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) (1)に掲げる職員以外の職員で人事委員会が調整を必要と認める職員	1
警察 航空隊	(1) 航空機の操縦業務に従事する職員 公安職給料表適用	3
	(2) 航空機の整備業務に従事する職員(一等航空整備士に限る。) 行政職給料表適用	1.5

### 調整基本額表

#### イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円 ただし、1号給6,304円 2号給6,354円 3号給6,408円 4号給6,457円 5号給6,507円 6号給6,556円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

#### ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

#### ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

二 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円 ただし、1号給7,128円、2号給7,191円、3号給7,258円 4号給7,321円、5号給7,389円、6号給7,456円、7号給7,524円 8号給7,591円、9号給7,650円、10号給7,726円、11号給7,798円 12号給7,870円、13号給7,938円、14号給8,028円
2 級	9,400円 ただし、1号給8,365円、2号給8,460円、3号給8,554円 4号給8,644円、5号給8,739円、6号給8,842円、7号給8,946円 8号給9,049円、9号給9,157円、10号給9,220円、11号給9,283円 12号給9,346円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円 ただし、1号給6,309円、2号給6,358円、3号給6,412円 4号給6,462円、5号給6,511円、6号給6,570円、7号給6,628円 8号給6,687円、9号給6,736円、10号給6,813円、11号給6,885円 12号給6,957円、13号給7,024円、14号給7,110円、15号給7,195円 16号給7,285円、17号給7,366円、18号給7,465円、19号給7,564円 20号給7,659円、21号給7,758円、22号給7,866円、23号給7,969円
2 級	9,300円 ただし、1号給8,541円、2号給8,658円、3号給8,766円 4号給8,874円、5号給8,986円、6号給9,090円、7号給9,193円 8号給9,292円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,500円

ハ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円 ただし、1号給6,903円、2号給6,957円、3号給7,011円 4号給7,065円、5号給7,110円、6号給7,177円、7号給7,240円 8号給7,303円、9号給7,362円、10号給7,425円、11号給7,488円 12号給7,555円、13号給7,623円、14号給7,690円、15号給7,758円
2 級	9,300円 ただし、1号給9,162円、2号給9,243円
3 級	9,600円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	12,100円

ト 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円 ただし、1号給6,912円、2号給6,979円、3号給7,047円 4号給7,114円、5号給7,191円、6号給7,276円、7号給7,357円 8号給7,438円、9号給7,519円、10号給7,614円、11号給7,704円 12号給7,794円、13号給7,884円、14号給7,983円、15号給8,082円 16号給8,181円、17号給8,284円、18号給8,401円、19号給8,514円 20号給8,626円、21号給8,739円、22号給8,815円、23号給8,892円 24号給8,968円
2 級	11,100円 ただし、1号給8,905円、2号給8,982円、3号給9,054円 4号給9,130円、5号給9,211円、6号給9,288円、7号給9,364円 8号給9,436円、9号給9,517円、10号給9,603円、11号給9,688円 12号給9,774円、13号給9,850円、14号給9,940円、15号給10,030円 16号給10,120円、17号給10,206円、18号給10,327円 19号給10,449円、20号給10,570円、21号給10,687円 22号給10,813円、23号給10,930円、24号給11,052円
3 級	11,900円(条例別表第一の備考(二)に定める職員にあっては、 12,200円)
4 級	13,100円

チ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円 ただし、1号給6,912円、2号給6,979円、3号給7,047円 4号給7,114円、5号給7,191円、6号給7,276円、7号給7,357円 8号給7,438円、9号給7,519円、10号給7,614円、11号給7,704円 12号給7,794円、13号給7,884円、14号給7,983円、15号給8,082円 16号給8,181円、17号給8,284円
2 級	11,000円 ただし、1号給7,627円、2号給7,722円、3号給7,816円 4号給7,915円、5号給8,005円、6号給8,104円、7号給8,203円 8号給8,302円、9号給8,406円、10号給8,532円、11号給8,653円 12号給8,775円、13号給8,905円、14号給8,982円、15号給9,054円 16号給9,130円、17号給9,211円、18号給9,288円、19号給9,364円 20号給9,436円、21号給9,517円、22号給9,603円、23号給9,688円 24号給9,774円、25号給9,850円、26号給9,940円、27号給10,030円 28号給10,120円、29号給10,206円、30号給10,327円、 31号給10,449円、32号給10,570円、33号給10,687円、 34号給10,813円、35号給10,930円
特 2 級	11,300円
3 級	11,500円(条例別表第二の備考(二)に定める職員にあっては、 11,800円)
4 級	12,700円

リ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円 ただし、1号給7,344円、2号給7,420円、3号給7,501円 4号給7,578円、5号給7,645円、6号給7,731円、7号給7,812円 8号給7,897円
2 級	8,800円 ただし、1号給8,046円、2号給8,127円、3号給8,208円 4号給8,289円、5号給8,374円、6号給8,478円、7号給8,581円 8号給8,685円、9号給8,784円
3 級	9,400円 ただし、1号給9,243円、2号給9,333円
4 級	10,600円
5 級	11,300円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,400円
9 級	13,100円

ヌ 技能労務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円 ただし、1号給5,575円、2号給5,616円、3号給5,661円 4号給5,701円、5号給5,746円、6号給5,791円、7号給5,836円 8号給5,881円、9号給5,917円、10号給5,962円、11号給6,007円 12号給6,057円、13号給6,093円、14号給6,138円、15号給6,183円 16号給6,228円、17号給6,277円、18号給6,331円、19号給6,385円 20号給6,439円、21号給6,489円、22号給6,543円、23号給6,597円 24号給6,651円、25号給6,705円、26号給6,772円、27号給6,840円 28号給6,907円、29号給6,970円、30号給7,038円
2 級	8,500円
3 級	8,700円
4 級	9,800円

### 13 教 職 調 整 額

支給割合

教育職給料表(一)の適用者で1級、2級又は特2級である者、教育職給料表(二)の適用者で1級、2級又は特2級である者

給料月額 × 4%

### 14 経 験 年 数 換 算 表

経 歴 の 種 類	職員の職務との関係	換 算 率	備 考
国家公務員 地方公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	としての在職期間 職務の種類が類似しているもの	10 割 以 下	
	その他のもの	8 割 以 下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下とする。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10 割 以 下	
	その他のもの	8 割 以 下	
学校又は学校に準じる教育機関における在学期間		10 割 以 下	在学期間は、正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	医療、教育、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10 割 以 下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5 割 以 下	直接関係があると認められるものは、8割以下とする。(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下とする。)
	その他のもの	2 割 5 分 以 下	医(三)適用者は免許取得後の在家庭の期間を5割以下とする。

## 15 休 職 期 間 等 換 算 表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
地方公務員法(以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。)又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病による休暇の期間	3 分 の 3 以 下
派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
公益的法人派遣者の派遣の期間 1	100 分 の 100 以 下
法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)の期間	2 分 の 1 以 下
専従許可の有効期間	3 分 の 2 以 下
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第12条の第1項に規定する介護休暇又は無給休暇の期間	2 分 の 1 以 下
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3 分 の 3 以 下
育児休業の期間 2	100 分 の 100 以 下
自己啓発等休業の期間 3	大学等における修学(人事委員会の事前承認を受けたものに限る。)又は国際貢献活動のためのもの 100 分 の 100 以 下
	上記以外のもの 100 分 の 50 以 下
配偶者同行休業の期間 4	100 分 の 50 以 下

### 備 考

- 1 この表により換算する休職等の期間は、復職の日において受ける給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 2 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。
- 1 「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則」により規定。
- 2 「山梨県職員の育児休業等に関する条例」により規定(平成19年8月1日前の期間は、2分の1以下で換算)。
- 3 「山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則」により規定
- 4 「山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例」により規定

# 手 当 編

## 1 管理職手当

管理職手当は、人事委員会が指定する職にある者に対して、職務・職責に応じた定額を支給する。

この場合において、支給額は、その者の属する職務の級における最高号給の給料月額額の25%の範囲内とする。

なお、管理職手当の支給を受ける者には、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当並びに特殊勤務手当のうち保健衛生業務従事手当は支給しない。

支給区分表 支給区分欄の( )内は人事委員会が認める者(企業局については管理者が認める者)

組	組織	職	支給区分	組	組織	職	支給区分
知事部局	本 庁	部長	一種	知事部局	本 庁	工事施工管理監	七種(六種)
		局長				まちづくり推進企画監	
		局長				建築物防災対策監	
		局長				工事検査監	
		局長				総括課長補佐	
		局長				首都圏広報推進監	
		局長				保存整備監	
		局長				情報システム専門監	
		局長				税務徴収企画監	
		局長				防災情報通信監	
		局長	運航管理監				
		局長	地域医療監				
		局長	緑化推進監				
		局長	立地推進監				
		局長	おもてなし推進監				
		局長	観光企画監				
		局長	国際観光振興監				
		局長	農政企画監				
		局長	技術審査監				
		局長	道路企画監				
局長	道路管理監						
局長	下水道管理監						
局長	財務審査監						
	出先機関	参事兼機関の長	四種		出先機関	参事兼機関の長	四種
	東京事務所	所長	三種(一種・二種)		東京事務所	所長	三種(一種・二種)
		次長	六種(五種)			次長	六種(五種)
		広報推進官	七種(六種)			広報推進官	七種(六種)
	中北地域県民センター	所長	四種(三種)		中北地域県民センター	所長	四種(三種)
		次長	五種			次長	五種
		次長(貢川合同庁舎)	六種			次長(貢川合同庁舎)	六種
		工事検査幹	七種(六種)			工事検査幹	七種(六種)
		地域防災幹	七種			地域防災幹	七種
		局長	七種(六種)			局長	七種(六種)
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					

組 織	職	支給区分	
知事部局	中北地域県民センター	財 務 審 査 幹 長	七種
	峡東地域県民センター	所 長	四種(三種)
次 長		五種	
工 事 検 査 幹 長		七種(六種)	
地 域 防 災 幹 長 財 務 審 査 幹 長		七種	
峡南地域県民センター	所 長	四種(三種)	
	次 長	五種	
	工 事 検 査 幹 長	七種(六種)	
	次長(西八代合同庁舎に 勤務する者) 地 域 防 災 幹 長 財 務 審 査 幹 長	七種	
富士・東部地域県民 センター	所 長	四種(三種)	
	次 長	五種	
	工 事 検 査 幹 長	七種(六種)	
	地 域 防 災 幹 長 財 務 審 査 幹 長	七種	
総合理工学研究機構	事 務 局 長	三種(二種)	
	特 別 研 究 員	六種(五種)	
	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
富士山科学研究所	副 所 長	三種(一種・二種) (研究職給料表適用者五種)	
	特 別 研 究 員	六種	
	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
県民生活センター	所 長	四種(三種)	
	次 長	七種(六種)	
リニア用地事務所	所 長	四種(三種)	
	次 長	七種(六種)	
職員研修所	所 長	二種(一種)	
総合県税事務所	所 長	一種	
	滞 納 整 理 部 長	五種(四種)	
	課 税 ・ 管 理 部 長 自 動 車 税 部 長	五種	
	副 滞 納 整 理 部 長	七種	
消防学校	校 長	五種	
	教 頭	七種(六種)	
中北保健福祉事務所	所 長	四種(三種)	
	副 所 長	五種	

組 織	職	支給区分	
知事部局	中北保健福祉事務所	次 長	六種
		次 長 ( 峡 北 支 所 )	七種
峡東保健福祉事務所	所 長	所 長	五種(四種)
		副 所 長	五種
		次 長	七種(六種)
峡南保健福祉事務所	所 長	所 長	五種(四種)
		副 所 長	五種
富士・東部保健福祉事務所	所 長	所 長	四種(三種)
		副 所 長	五種
		次 長	七種(六種)
女性相談所	所 長	五種	
中央児童相談所	所 長	所 長	五種
		副 所 長	六種(五種)
		次 長	七種(六種)
都留児童相談所	所 長	所 長	八種(七種)
		副 所 長	五種
		次 長	七種(六種)
甲陽学園	園 長	園 長	八種(七種)
		副 園 長	五種
こころの発達総合 支援センター	所 長	所 長	七種(六種)
		次 長	五種
障害者相談所	所 長	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
精神保健福祉センター	所 長	所 長	五種
		次 長	七種
あけぼの医療福祉 センター	所 長	所 長	四種(三種)
		事 務 局 長	四種(三種)
		副 所 長	六種(五種)
		総 看 護 師 長	七種(六種)
育精福祉センター	所 長	所 長	七種
		副 総 看 護 師 長	八種
		所 長	五種(四種)
富士ふれあいセンター	所 長	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
衛生環境研究所	所 長	所 長	五種(四種)
		次 長	七種(六種)



組 織	職	支給区分	
知事部局	衛生環境研究所	総括技術管理幹	八種(七種)
		研究管理幹	
	食肉衛生検査所	所長	五種
		次長	七種(六種)
	動物愛護指導センター	所長	五種
		次長	七種(六種)
	中北林務環境事務所	所長	四種(三種)
		次長	六種
		森林保全幹	七種
	環境保全幹	環境保全幹	七種
		工事施工管理幹	八種
		工事施工管理幹	八種
	峡東林務環境事務所	所長	五種(四種)
		次長	六種
		森林保全幹	七種
	環境保全幹	環境保全幹	七種
		工事施工管理幹	八種
		工事施工管理幹	八種
	峡南林務環境事務所	所長	五種(四種)
		次長	七種(六種)
		森林保全幹	七種
	環境保全幹	環境保全幹	七種
		工事施工管理幹	八種
		工事施工管理幹	八種
	富士・東部林務環境事務所	所長	四種
		次長	六種
		森林保全幹	七種
	環境保全幹	環境保全幹	七種
		工事施工管理幹	八種
		工事施工管理幹	八種
	森林総合研究所	所長	四種(三種)
		副所長	五種
		特別研究員	六種
		次長	七種(六種)
		研究管理幹	八種(七種)
	計量検定所	所長	五種
		次長	七種
	宝石美術専門学校	事務局長	二種(一種)
	工業技術センター	所長	一種
		副所長	四種(二種・三種)
特別研究員		六種(五種)	
次長	七種		

組 織	職	支給区分	
知事部局	工業技術センター	研究管理幹	八種(七種)
	富士工業技術センター	所長	五種
		特別研究員	六種
		次長	七種(六種)
		研究管理幹	八種(七種)
	産業技術短期大学校	事務局長	三種(一種・二種)
		事務局次長	五種
		教務指導部長	七種
	峡南高等技術専門学校	校長	五種
		副校長	七種(六種)
	就業支援センター	所長	五種
	大阪事務所	所長	五種
	パスポートセンター	所長	五種
	中北農務事務所	所長	四種(三種)
		次長	六種(五種)
		担い手対策幹	七種(六種)
		農村整備振興幹	七種
		工事施工管理幹	八種
	峡東農務事務所	所長	四種
		次長	六種
		担い手対策幹	七種(六種)
		農村整備振興幹	七種
	工事施工管理幹	八種	
	峡南農務事務所	所長	五種(四種)
		次長	七種(六種)
		担い手対策幹	七種
		農村整備振興幹	七種
	工事施工管理幹	八種	
	富士・東部農務事務所	所長	五種(四種)
		次長	七種(六種)
担い手対策幹		七種	
農村整備振興幹		七種	
工事施工管理幹	八種		
家畜保健衛生所	所長	五種	
	次長	七種	
水産技術センター	所長	五種	
	特別研究員	六種	
	次長	七種(六種)	

組 織	職	支給区分
知事部局	水産技術センター	研 究 管 理 幹 八種(七種)
	総合農業技術センター	所 長 三種
		副 所 長 五種(四種)
		次 長 六種(五種)
		特 別 研 究 員 七種(六種)
		専 門 指 導 幹 八種(七種)
		研 究 管 理 幹 五種(四種)
	果樹試験場	場 長 六種
		特 別 研 究 員 七種(六種)
		次 副 場 長 八種(七種)
		研 究 管 理 幹 五種
	畜産試験場	場 長 七種(六種)
		次 長 五種
	酪農試験場	場 長 七種(六種)
		次 長 八種(七種)
		研 究 管 理 幹 四種(三種)
	専門学校農業大学校	校 長 七種(六種)
		副 次 長 三種
	中北建設事務所	所 長 五種
		支 所 長 六種
		次 長 七種
		次 長 ( 峡 北 支 所 ) 八種
		工 事 施 工 管 理 幹 技 術 審 査 幹 四種
	峡東建設事務所	所 長 六種
		次 長 八種
		工 事 施 工 管 理 幹 技 術 審 査 幹 四種
	峡南建設事務所	所 長 六種
		次 長 七種
		次 長 ( 身 延 駐 在 ) 八種
		工 事 施 工 管 理 幹 技 術 審 査 幹 四種
	富士・東部建設事務所	所 長 五種
		支 所 長 六種
		次 長 七種
		次 長 ( 富 土 吉 田 支 所 ) 八種
		工 事 施 工 管 理 幹

組 織	職	支給区分	
知事部局	富士・東部建設事務所	技 術 審 査 幹 八種	
	中部横断自動車道 推進事務所	所 長 五種	
		次 長 七種(六種)	
		技 術 指 導 幹 七種	
	新環状・西関東道路 建設事務所	所 長 五種	
		次 長 七種(六種)	
		技 術 指 導 幹 七種	
	広瀬・琴川ダム管理 事務所	所 長 五種	
		次 長 七種(六種)	
		ダ ム 管 理 幹 七種	
	荒川ダム管理事務所	所 長 五種	
	大門・塩川ダム管理 事務所	所 長 五種	
		次 長 七種(六種)	
		ダ ム 管 理 幹 七種	
深城ダム管理事務所	所 長 五種		
	次 長 七種(六種)		
	技 術 指 導 幹 七種		
流域下水道事務所	所 長 五種		
	次 長 七種(六種)		
	技 術 指 導 幹 七種		
労働委員会事務局		事 務 局 長 一 種	
		次 長 五種(四種)	
		審 査 調 整 指 導 監 七種(六種)	
議会事務局		事 務 局 長 一 種	
		事 務 局 次 長 三 種(二 種)	
		課 長 五 種(四 種)	
		局 付 主 幹 六 種(五 種)	
		総 括 課 長 補 佐 七 種(六 種)	
		政 務 調 査 監 七 種	
教育委員会 事務局	本 庁		教 育 次 長 一 種
			理 化 振 興 事 監 三 種(一 種・二 種)
			次 長 三 種
			参 事 四 種
			課 長 五 種(四 種)
			学 力 向 上 対 策 監 五 種
			企 画 調 整 主 幹
			新 しい 学 校 づ くり 推 進 室 長 六 種(五 種)
			教 育 庁 付 主 幹 七 種(六 種)
			施 設 管 理 監 七 種(六 種)
		総 括 課 長 補 佐 七 種	
		政 策 企 画 監	

組 織	職	支給区分	
教育委員会 事務局	本 庁	人 事 管 理 監	七種
		義 務 教 育 指 導 監	
		高 校 教 育 指 導 監	
		文 化 財 指 導 監	
	中北教育事務所	所 長	五種
		副 所 長	六種
		次 長	七種(六種)
		地 域 学 力 向 上 推 進 幹	七種
	峡東教育事務所	所 長	五種
		副 所 長	六種
		次 長	七種
		地 域 学 力 向 上 推 進 幹	七種
	峡南教育事務所	所 長	五種
		副 所 長	六種
		次 長	七種
		地 域 学 力 向 上 推 進 幹	七種
	富士・東部教育事務所	所 長	五種
		副 所 長	六種
		次 長	七種
		地 域 学 力 向 上 推 進 幹	七種
	埋蔵文化財センター	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
	図書館	副 館 長	五種(四種)
		次 長	六種
		司 書 幹	八種(七種)
	美術館	副 館 長	五種(四種)
		学 芸 幹	八種(七種)
博物館	副 館 長	四種	
	学 芸 幹	八種(七種)	
考古博物館	副 館 長	五種(四種)	
	次 長	七種(六種)	
文学館	副 館 長	五種(四種)	
	学 芸 幹	八種(七種)	
総合教育センター	所 長	五種(四種)	
	副 所 長	六種	
	管 理 部 長	七種(六種)	
	教 育 指 導 部 長	七種	
研 究 開 発 部 長			
	相 談 支 援 部 長		

組 織	職	支給区分	
教育委員会 事務局	総合教育センター	情 報 教 育 部 長	七種
	県立学校	事 務 局 長	七種
人事委員会事務局	事 務 局 長	一 種	
	次 長	五種(四種)	
	総 括 次 長 補 佐	七種(六種)	
	事 務 局 長	一 種	
監査委員事務局	次 長	五種(四種)	
	総 括 次 長 補 佐	七種(六種)	
	次 長(総務室及び部に置く 次長に限る。)	三種(二種)	
	参 事	四種	
警察部局	警察本部 (警察官以外の職員)	課 長	五種(四種)
		公安委員会補佐室長	六種(五種)
		庁舎整備室長	
		監 査 室 長	
		犯 罪 被 害 者 支 援 室 長	
		給 与 企 画 官	
		福 利 厚 生 官	
		情 報 シ ス テ ム 企 画 官	
		生 活 安 全 対 策 室 長	
		許 認 可 管 理 室 長	
		調 査 官	
		交 通 事 故 分 析 官	
		交 通 管 制 セ ン タ ー 所 長	
		試 験 場 長	
		聴 聞 官	
		部 ( 室 ) 付 主 幹	
		科 学 捜 査 研 究 所 副 所 長	七種(六種)
		研 究 調 査 幹	
		施 設 管 理 監	八種(七種)
	研 究 管 理 幹		
会 計 管 理 官	六種(五種)		
知事部局	甲府警察署	教 養 主 幹	八種(七種)
		学 生 主 幹	
教育委員会	県立学校	校 長	七種(五種・六種)
	公立小中学校 (教育職員)	副 校 長 ( 県 立 学 校 )	八種(七種)
警察部局	警察本部 (警察官)	教 頭	二種
		部 ( 室 ) 長	
		首 席 監 察 官	三種

組	織	職	支給区分
警察部局	警察本部 (警察官)	参事官	四種(三種)
		課長	五種(四種)
		科学捜査研究所長	
		機動捜査隊長	
		交通機動隊長	
		高速道路交通警察隊長	
		機動隊長	
		被疑者取調べ監督室長	六種(五種)
		県民広報相談センター所長	
		企画室長	
		留置管理室長	
		航空隊長	
		検視指導室長	
	犯罪捜査指導支援室長		
	組織犯罪捜査室長		
	危機管理室長		
	調査官		
	広報官		
	監察官		
	広域捜査官		
	交通捜査指導官		
	甲府警察署	副署長	五種
		刑事官	六種(五種)
		地域交通管理官	
	南甲府警察署	署長	二種
		副署長	五種
		刑事官	六種(五種)
	地域交通管理官		
韮崎警察署 富士吉田警察署	署長	三種	
	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	
	地域交通管理官		
笛吹警察署	署長	四種(三種)	
	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	
	地域交通管理官		
南アルプス警察署	署長	四種(三種)	

組	織	職	支給区分	
警察部局	南アルプス警察署	副署長	六種(五種)	
		署長	四種(三種)	
	日下部警察署 大月警察署	副署長	六種(五種)	
		地域交通管理官		
	北杜警察署 鯉沢警察署 南部警察署 上野原警察署	署長	五種(四種)	
		警察学校	校長	二種
			副校長	五種
	企業局	本庁	局長	一種
			技監	三種(一種・二種)
			次長	三種(二種)
参事			四種	
課長			五種(四種)	
企画調整主幹			五種	
局付主幹			六種(五種)	
工事検査監			七種(六種)	
経営指導監			七種(六種)	
総括課長補佐			七種(六種)	
事業所			参事兼事業所の長	四種
発電総合制御所			所長	五種
			次長	七種(六種)
早川水系発電 管理事務所	所長	五種		
	次長	七種(六種)		
笛吹川水系発電 管理事務所	所長	五種		
	次長	七種(六種)		
	技術指導幹	七種		
石和温泉管理事業所	所長	五種		

(参考) 管理職手当額支給額表(再任用職員以外の職員)

イ 行政職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当額
9級	一 種	130,300 円
8級	一 種	116,800 円
	二 種	108,100 円
	三 種	94,000 円
7級	四 種	84,100 円
	五 種	75,200 円
6級	五 種	70,600 円
	六 種	62,300 円
	七 種	54,000 円
	八 種	45,700 円

八 医療職給料表(二)

職務の級	支給区分	管理職手当額
7級	六 種	65,700 円
6級	六 種	62,300 円
	七 種	54,000 円
	八 種	45,700 円

ホ 研究職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当額
5級	五 種	87,900 円
4級	五 種	76,100 円
	六 種	67,200 円
	七 種	58,200 円
	八 種	49,300 円
3級	七 種	52,800 円
	八 種	44,700 円

ト 教育職給料表(二)

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級	五 種	74,500 円
	六 種	65,800 円
	七 種	57,000 円
3級	七 種	56,900 円
	八 種	48,100 円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級	一 種	137,700 円
	三 種	110,100 円
	四 種	104,600 円
	五 種	93,600 円
	六 種	82,600 円
	三 種	102,800 円
3級	四 種	97,600 円
	五 種	87,400 円
	六 種	77,100 円
	七 種	66,800 円

二 医療職給料表(三)

職務の級	支給区分	管理職手当額
7級	四 種	83,900 円
	五 種	75,100 円
6級	五 種	73,700 円
	六 種	65,000 円
	七 種	56,300 円
	八 種	47,700 円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級	五 種	77,400 円
	六 種	68,300 円
	七 種	59,200 円
3級	七 種	57,300 円
	八 種	48,500 円

チ 公安職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当額
9級	二 種	110,100 円
	三 種	95,700 円
8級	三 種	90,900 円
	四 種	86,300 円
	五 種	77,200 円
7級	五 種	76,000 円
	六 種	67,100 円

## 2 扶養手当

扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく(給与、事業、不動産所得等の合計額が1,300,000円未満であること。)主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

扶養親族	扶養手当月額	備 考
1 配偶者	13,000 円	届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
2 22歳未満の子及び孫	配偶者以外の扶養親族は、1人につき 6,500円	職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円 子、孫及び弟妹に係る部分については、満22歳に達する日以後その年度末まで支給する。 子に係る部分については、満16歳の年度始めから満22歳に達する日以後その年度末まで1人につき5,000円を加算。
3 60歳以上の父母及び祖父母		
4 22歳未満の弟妹		
5 重度心身障害者		

## 3 地域手当

支給地域等	地域手当月額	支給割合の経過措置(H27)
東京都特別区	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 20%	18.5%
大阪府大阪市	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 16%	15.5%
神奈川県横浜市		15%
医療職給料表(一)		15.5%
東京都八王子市		14%
静岡県静岡市	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 6%	-
山梨県県下全域	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 3.3%	-
長野県伊那市	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 3%	2%

## 4 住居手当

該 当 者	住居手当月額
1 借家又は借間に居住し、一定額(12,000円)を超える家賃又は間代を支払っている職員	家賃・間代 23,000円 家賃・間代 - 12,000円 家賃・間代 > 23,000円 11,000円 + $\frac{\text{家賃・間代} - 23,000\text{円}}{2}$ [ 最高支給限度額 27,000円 ] [ 100円未満の端数は切り捨てる。 ]
2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し、月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員	上記 又は により算出した額の1/2 [ 最高支給限度額 13,500円 ] [ 100円未満の端数は切り捨てる。 ]

## 5 通勤手当

該 当 者		通 勤 手 当 額																												
1 徒歩通勤した場合の最短通勤距離が片道2km以上の地点から交通機関を利用して通勤し、その運賃を負担することを常例とする職員 (交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては2km未満でも可)		イ 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合、その運賃に相当する額 × 支給単位期間の月数 ロ 55,000円を超える場合 $\left[ 55,000円 + \frac{(1箇月当たりの運賃等相当額 - 55,000円)}{2} \right] \times 支給単位期間の月数$																												
2 徒歩通勤した場合の最短通勤距離が片道2km以上の地点から自動車等を使用して通勤することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては2km未満でも可)	四輪の自動車を使用する職員	ハ 5km未満の者は 3,000円 5km以上の者 (注1) 通勤距離(片道) × $\left[ \frac{\text{ガソリン価格}}{\text{燃 費}} + \text{オイル価格} + \text{タイヤ価格} \right] \times 2 \times 21日$ (往復) <small>(注1)2kmごとの区分としその中間に位置する距離とする(例)5km以上7km未満:片道通勤距離6km、81km以上は82kmとして算出) (注2)ガソリン価格・オイル価格・タイヤ価格は、国の行政機関等の調査結果として公表されている前年の1月から12月までの間の平均価格を使用 距離別の手当額については、116ページ参照</small>																												
	上記以外の職員 (自転車を使用する職員を除く。)	ニ 5km未満の者は 2,000円 5km以上の者 (注) 算出距離 × $\left[ \frac{\text{ガソリン価格}}{\text{燃 費}} + \text{オイル価格} + \text{タイヤ価格} \right] \times 2 \times 21日$ (往復) <table border="1" data-bbox="1256 775 1928 1003"> <thead> <tr> <th>使用距離(片道)</th> <th>算出距離</th> <th>使用距離(片道)</th> <th>算出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5km以上 10km未満</td> <td>6km</td> <td>35km以上 40km未満</td> <td>36km</td> </tr> <tr> <td>10km以上 15km未満</td> <td>10km</td> <td>40km以上 45km未満</td> <td>40km</td> </tr> <tr> <td>15km以上 20km未満</td> <td>16km</td> <td>45km以上 50km未満</td> <td>46km</td> </tr> <tr> <td>20km以上 25km未満</td> <td>20km</td> <td>50km以上 55km未満</td> <td>50km</td> </tr> <tr> <td>25km以上 30km未満</td> <td>26km</td> <td>55km以上 60km未満</td> <td>56km</td> </tr> <tr> <td>30km以上 35km未満</td> <td>30km</td> <td>60km以上</td> <td>60km</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注)ガソリン価格・オイル価格・タイヤ価格は、国の行政機関等の調査結果として公表されている前年の1月から12月までの間の平均価格を使用 距離別の手当額については、117ページ参照</small>	使用距離(片道)	算出距離	使用距離(片道)	算出距離	5km以上 10km未満	6km	35km以上 40km未満	36km	10km以上 15km未満	10km	40km以上 45km未満	40km	15km以上 20km未満	16km	45km以上 50km未満	46km	20km以上 25km未満	20km	50km以上 55km未満	50km	25km以上 30km未満	26km	55km以上 60km未満	56km	30km以上 35km未満	30km	60km以上	60km
	使用距離(片道)	算出距離	使用距離(片道)	算出距離																										
5km以上 10km未満	6km	35km以上 40km未満	36km																											
10km以上 15km未満	10km	40km以上 45km未満	40km																											
15km以上 20km未満	16km	45km以上 50km未満	46km																											
20km以上 25km未満	20km	50km以上 55km未満	50km																											
25km以上 30km未満	26km	55km以上 60km未満	56km																											
30km以上 35km未満	30km	60km以上	60km																											
自転車を使用する職員	5km未満 2,000円 5km以上 4,200円																													
3 上記の四輪の自動車を使用する職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設 (1箇月若しくは複数の月又は年ごとに当該施設の利用に係る料金の額が設定されている施設であって通勤のため常例として利用するものに限る。)を利用する職員(四輪の自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって四輪の自動車を使用する区間の距離が片道2km未満であるものを除く。)で、当該駐車料金を支払っている職員		1箇月当たりの駐車料金に相当する額の1/2(限度額3千円)																												
4 交通機関等を利用するほか、併せて自動車等を使用して通勤することを常例とする職員(自動車等の通勤距離は、2km以上であること。)		ホ イ～ニのそれぞれの算出額の合計額																												
5 転勤者、新採用職員に対する特例措置 異動等により公署への通勤が困難となる職員で、その直前の住居から通勤のため、特急等(高速道路等有料の道路を含む。)を利用し、その利用により通勤事情が改善され、特急料金等を負担することを常例とする職員		イ～ホによる通勤手当額に特急料金等の額1/2 × 支給単位期間の月数を加算																												

## 通勤手当関係の用語

### 運賃等相当額

支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 例) 6箇月定期券の価額

### 1箇月当たりの運賃等相当額

運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額

定期券の価額をその定期券の通用期間の月数で除し、その定期券の1箇月当たりの価額を算出したもの。

例) 6箇月定期券の価額/6月 = 1箇月当たりの運賃等相当額

交通機関等に係る通勤手当の額は、55,000円まで全額支給され、これを超える場合はその2分の1が加算される。

### 支給単位期間

6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等は1箇月)

定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

...発行されている定期券の最も長い通用期間に相当する期間(6箇月を限度)

回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合...1箇月

### 支給日

支給単位期間の最初の月の給与の支給日。(一括支給)

### 返納

支給単位期間中に一定の事由が生じた場合は、定められた額を返納させる。

### 返納事由(支給単位期間が1箇月の通勤手当は除く。)

離職、死亡、支給要件の欠如の場合

通勤経路等又は運賃等の変更の場合

月の中途に、休職、専従、派遣、育休、交流派遣、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、停職となった場合で、これらの期間が2以上の月にわたる場合

旅行、休暇、欠勤等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

### 返納額

定められた日に定期券を払戻した額を基本とする。



## 6 期末・勤勉手当

基準日	支給日	支給割合		該当者
		期末手当	勤勉手当	
6月1日	6月30日	期末手当基礎額 × 122.5 (102.5) %	勤勉手当基礎額 × 成績率	基準日在職者及び基準日前1箇月以内に退職又は死亡した職員
12月1日	12月10日	期末手当基礎額 × 137.5 (117.5) %	勤勉手当基礎額 × 成績率	

(注) 1 期末手当基礎額 = 給料の月額 + 扶養手当の月額 + これらに対する地域手当の月額 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額

2 勤勉手当基礎額 = 給料の月額 + これに対する地域手当の月額 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額

職務段階別加算額 = [給料の月額 + これに対する地域手当の月額] × 職務段階別加算割合 [「職務段階別加算額区分表」のとおり]

管理職加算額 = 給料月額 × 管理職加算割合

管理職手当	管理職加算割合
一種	25%
二種、三種	15%
四種	10%

3 勤勉手当支給総額 = [勤勉手当基礎額 + 扶養手当の月額 + これに対する地域手当の月額] × 85% (105%)

平成27年12月期の割合

4 ( )内は、特定幹部職員(管理職手当に係る支給区分が一～三種の職を占める職員等)に対する支給割合。

5 支給割合は、基準日以前の6箇月における職員の在職期間又は勤務期間等により異なる。

### 職務段階別加算区分表

加算割合 給料表	20 %	15 %	10 %	5 %
行政職給料表	9級及び8級の職員	7級及び6級の職員	5級及び4級の職員	3級の職員(副主査及び主任等の職にあるもの)
医療職給料表(一)	4級の職員で管理職手当に係る支給区分が一～三種の職を占めるもの	4級の職員 3級の職員で管理職手当を支給されるもの	3級の職員	2級の職員
医療職給料表(二)		7級及び6級の職員	5級の職員	4級の職員 3級の職員のうち「主任」の職にあるもの
医療職給料表(三)		7級及び6級の職員	5級の職員で次に掲げるもの イ 副看護師長、副主査等の職にある職員 ロ 5級在級6年以上の主任看護師 4級の主任准看護師	5級及び4級の職員 3級在級3年以上の主任准看護師

研究職給料表	5級の職員で管理職手当に係る支給区分が一～三種の職を占めるもの	5級及び4級の職員 3級の職員で管理職手当を支給されるもの	3級の職員	2級の職員のうち研究員在職5年以上の職員 2級の職員のうち学芸員在職8年以上の職員
福祉職給料表		6級及び5級の職員	4級の職員	3級の職員 2級の職員のうち「主任福祉司」の職にある職員
教育職給料表(一)	学級の数が高등학교においては9以上、特別支援学校において12以上の学校長で人事委員会が認めるもの	4級の職員	3級及び特2級の職員 2級121号給以上の教諭・養護教諭並びに主任寄宿舎指導員のうち人事委員会が認めるもの 1級の職員のうち人事委員会が特に認めるもの	2級45号給以上の教諭・養護教諭並びに2級57号給以上の主任寄宿舎指導員 1級の職員のうち人事委員会が必要と認めるもの
教育職給料表(二)	学級の数が小学校においては13以上、中学校においては10以上の学校長で人事委員会が認めるもの	4級の職員	3級及び特2級の職員 2級133号給以上の職員	2級57号給以上の職員
教育職給料表(三)	5級の職員	4級の職員	3級の職員	2級33号給以上の職員
公安職給料表	9級の職員	8級及び7級の職員 6級の職員で管理職手当を支給されるもの	6級及び5級の職員 4級の職員で次に掲げるもの イ 警部 ロ 4級89号給以上の警部補 ハ 4級107号給以上の巡查部長	4級の職員 3級の職員で次に掲げるもの イ 警部補又は巡查部長 ロ 3級73号給以上の巡查長 2級の職員で人事委員会が必要と認めるもの
技能労務職給料表			4級の職員(知事が定める技能労務職員に限る。) イ 守衛長 ロ 4級49号給以上かつ53歳以上のもの ハ 58歳以上のもの	4級の職員 3級の職員(知事が定める技能労務職員に限る。)次に掲げる職員 イ 守衛長及び「主任」の職にある職員 ロ 3級49号給以上かつ48歳以上の職員(採用の日から15年を経過している者に限る。)

教育職給料表(一)～(三)の中の号給で定められている職員の号給は、平成8年12月26日の条例改正による給料の切替え等がないものとした号給を基礎として改正後の条例に規定する昇給等の規定を適用した場合の号給とする。

## 7 寒冷地手当

### 1 該当者

基準日(11月から翌年3月までの各月の初日)において、人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員に対して支給する。

### 2 支給月額

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800 円	10,200 円	7,360 円

### 寒冷地手当支給地域

富士吉田市  
南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町  
北都留郡  
伊那市

この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称及び地域とし、その後における名称又は地域の変更によって影響されないものとする。

### 寒冷地手当支給公署及び所在地

公 署	所 在 地	公 署	所 在 地
荒川ダム管理事務所	甲府市川窪町浦の山 972	白州中学校	北杜市白州町白須1920
広瀬・琴川ダム管理事務所	山梨市三富上釜口篠平1178の1	甲陵中学校	北杜市長坂町長坂上条2003
広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課	山梨市牧丘町北原 4140の 61	芦川小学校	笛吹市芦川町中芦川835
深城ダム管理事務所	大月市七保町瀬戸 2308の 11	大和小学校	甲州市大和町初鹿野1679の5
総合農業技術センター高冷地野菜・花き振興センター八ヶ岳試験地	北杜市高根町東井出1529の1	大和中学校	甲州市大和町初鹿野1643
大門・塩川ダム管理事務所	北杜市高根町清里3654の7	上九一色警察官駐在所	甲府市梯町271
大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課	北杜市須玉町比志 3783の 1	牧平警察官駐在所	山梨市牧丘町牧平460の1
三富小学校	山梨市三富下釜口165の1	三富警察官駐在所	山梨市三富下釜口258の4
牧丘第三小学校	山梨市牧丘町牧平16	笹子警察官駐在所	大月市笹子町黒野田1324
芦安小学校	南アルプス市芦安安通 335	芦安警察官駐在所	南アルプス市芦安芦倉769
芦安中学校	南アルプス市芦安安通 350	北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575の79
高根東小学校	北杜市高根町村山北割1035	増富警察官駐在所	北杜市須玉町比志 3936の 13
高根北小学校	北杜市高根町長沢2141	清里警察官駐在所	北杜市高根町清里3545の1
高根清里小学校	北杜市高根町清里3545	高根警察官駐在所	北杜市高根町箕輪新町483の13
泉小学校	北杜市大泉町谷戸2870	大泉警察官駐在所	北杜市大泉町谷戸2966の1
小淵沢小学校	北杜市小淵沢町7741	鳳来警察官駐在所	北杜市白州町下教来石48の 2
高根中学校	北杜市高根町村山東割98	小淵沢警察官駐在所	北杜市小淵沢町8162の1
泉中学校	北杜市大泉町谷戸2087	芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中芦川659の3
小淵沢中学校	北杜市小淵沢町732	大和警察官駐在所	甲州市大和町初鹿野1668の1

## 8 特殊勤務手当

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額	
1 税務手当	県税の賦課若しくは徴収に関する業務又はその補助業務に従事した職員			
	賦課又は徴収の業務に直接従事した職員	税務課 総合県税事務所(管理職 手当支給職員に限る。)	1日につき	580円
	徴収業務を常例とする職員(以外の職員)	総合県税事務所	1日につき	630円
	及び 以外の職員	総合県税事務所	1日につき	530円
2 社会福祉業務従事手当	福祉に関する業務に従事した次の職員 現業を行う職員(ケースワーカー等) 身体障害者福祉司 児童福祉司 知的障害者福祉司	保健福祉事務所 女性相談所 中央児童相談所 都留児童相談所 こころの発達総合支援センター 障害者相談所 富士ふれあいセンター	1日につき	500円
3 防疫等作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)			
	感染症又はその疑いのある患者の診断、 看護又は移送  感染症の病原体が付着し、又は付着の 危険がある物件の処理  感染症の病原体の検査  感染症又はその疑いのある患者の死体の 処理  結核患者の訪問指導  家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の検査、 病性鑑定、移送又は殺処分  家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着 の危険がある物件の処理  家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着 の危険がある場所に立ち入って行う動物 その他の物の検査、採取又は集取  家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の死体 の処理	職員厚生課 医務課 衛生薬務課 健康増進課 保健所 衛生環境研究所 畜産課 家畜保健衛生所	1日につき	290円  死体解剖については1時間につき 290円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額		
			職 所	月 額	
4 医師診療実験従事手当	診療又はこれに関する実験に直接従事した医師及び歯科医師	保 健 所 精神保健福祉センター 都 留 児 童 相 談 所 こころの発達総合支援センター	所 長	40,000円	
			所 長(保健所に限る)		1日につき2,000円
			そ の 医 師	2 級 以 上 1 級	40,000円 30,000円
		あけぼの医療福祉センター	所 長	50,000円	
			副所長 主任医長 医長	45,000円	
			そ の 医 師	2 級 以 上 1 級	40,000円 30,000円
			1日につき 250円		
5 種 雄 牛 馬 取 扱 手 当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) 種雄牛馬又は種雄豚の精液の採取又は自然交配の作業  の作業の準備のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業	畜 産 試 験 場 酪 農 試 験 場	1日につき 250円		
6 爆 発 物 取 扱 手 当	1 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) 火薬類の製造施設の保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査  高圧ガスの製造施設の立入検査若しくは災害調査又は高圧ガス容器等の調査若しくは検査  ボイラー又は第一種圧力容器の落成検査、性能検査又は使用再開検査	1 の作業 防 災 危 機 管 理 課 計 量 検 定 所 生 活 安 全 企 画 課 人 事 委 員 会 事 務 局	1の作業	1日	250円
			2の作業	1回	4,600円
	2 爆発物の検索、撤去、解体鑑定又は爆破処理の作業に従事した警察職員		3の の作業	1回	4,600円
	3 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) 特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業(人事委員会の定めるもの。)  特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業( の処理作業を除く。)  特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業		3の の作業	1日	250円
			3の の作業	1日	460円

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
7と畜業務従事手当	<p>次の業務に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)</p> <p>獣畜のとさつ解体業務 食鳥のとさつ解体業務</p>	畜産試験場	1日につき 270円
8夜間看護手当	<p>次の勤務時間において看護の業務に従事した場合</p> <p>正規の勤務時間による勤務の全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)</p> <p>正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)</p>	あけぼの医療福祉センター	<p>勤務1回につき</p> <p>の業務 6,800円 の業務</p> <p>イ 深夜勤で深夜における勤務時間が2時間以上 3,300円 ロ 深夜における勤務が2時間未満 2,000円 イ、ロ以外 2,900円</p> <p>〔深夜勤とは午前零時から午前10時までの間に7時間45分以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。〕</p>
9有害薬物取扱手当	<p>人体に有害なガスの発生を伴う作業又は人体に有害な薬品を使用する作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)</p>	<p>富士山科学研究所 衛生環境研究所 森林総合研究所工業技術センター 富士工業技術センター 家畜保健衛生所 水産技術センター 総合農業技術センター 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 北杜高等学校 農林高等学校 笛吹高等学校</p>	1日につき 270円
10放射線取扱手当	<p>次の作業に従事した職員</p> <p>エックス線その他の放射線の照射作業(給料の調整額を受ける者を除く。)</p> <p>の作業以外でエックス線その他の放射線を被ばくするおそれのある作業</p>	<p>あけぼの医療福祉センター 工業技術センター 富士工業技術センター</p>	1日につき 250円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
11 危険現場作業手当	<p>次の作業に従事した職員(技労職員を含む。)</p> <p>地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う監督又は検査等</p> <p>水面下4m以上の深所で行う調査、監督又は検査等</p> <p>傾斜度平均40度以上で高低差10m以上の急傾斜地における調査、測量、監督又は検査等</p> <p>掘削中又は巻き立て終了前のトンネル坑内における調査、測量、監督又は検査等</p> <p>下水道の建設工事その他これに類する工事で地下7m以上の深所で行う調査、監督又は検査等</p> <p>潜水器具を着用し、潜水して行う調査等</p>	<p>衛生薬務課 大気水質保全課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 観光資源課 畜産課 耕地課 用地課 道路整備課 高速道路推進課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 建築住宅課 営繕課 工事検査課 学校施設課 地域県民センター 林務環境事務所 農務事務所 建設事務所 森林総合研究所 水産技術センター 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所 埋蔵文化財センター</p>	<p>1日につき 320円</p>
12 ダム管理作業手当	<p>次の作業に従事した職員</p> <p>大雨又は雷雨等の悪天候下におけるダム管理の作業</p> <p>堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート上で行う測量、検査又は調査作業</p> <p>ダム湖において行う流木等の除去、採水又は巡視のための船上作業</p> <p>堤体法面、管理用道路又は観測所に係る管理作業のうち足場の不安定な箇所における作業</p>	<p>広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所</p>	<p>1日につき 480円</p>
13 用地交渉手当	<p>用地取得等のため直接当該用地の所有者等と交渉する業務に従事した職員</p>	<p>年間を通じ又は一定期間恒常に用地の取得のための交渉業務を所掌する公署</p>	<p>1日につき 750円</p>
14 保健衛生業務従事手当	<p>次の業務に従事した職員</p> <p>食品に関して巡回による監視を行い、かつ、直接事業者に対し指導を行う業務</p> <p>保健衛生に関する現業(技労職員を含む。給料の調整額、管理職手当、社会福祉業務従事手当、防疫等作業手当、と畜業務従事手当、有害薬物取扱手当を受ける者を除く。)</p>	<p>衛生薬務課</p> <p>保健福祉事務所 林務環境事務所 衛生環境研究所 精神保健福祉センター</p>	<p>1日につき 340円</p>

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
15 災 害 出 動 手 当	災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事した職員(技労職員を含む。)		1日につき 巡回監視 480円 応急作業 730円 (夜間の場合50/100を加算)
16 道 路 上 作 業 手 当	交通をしゃ断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で次に定めるものに従事した職員  舗装の打替え、カバーリング、パッキング、砂利等の補給、凍結防止薬剤の散布及び路面の整正の作業並びにこれらの監督の作業  橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築及び維持修繕の作業並びにこれらの監督の作業  調査、測量及び検査の作業	県土整備部(技術管理課、治水課砂防課及び営繕課を除く。) 地域県民センター 工事検査課	1日につき 300円
17 多 学 年 学 級 担 当 手 当	小学校又は中学校の二以上の学年の児童・生徒で編制されている学級を担当する教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師  支給対象から除外される者 給料の調整額を受ける者 担当授業時間数が、その者の全担当授業時間数の1/2に満たない者 担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	小学校 中学校	1日につき イ 三以上の学年の児童・生徒で編制されている学級 350円 ロ 二の学年の児童・生徒で編制されている学級 290円
18 教 員 特 殊 業 務 手 当	教育職員で教育職給料表(一)の1・2・特2級の者又は教育職給料表(二)の1・2・特2級の者が次の業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。  非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務  児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務  児童・生徒に対する緊急の補導業務  学校が計画・実施する修学旅行等において児童・生徒を引率して行う泊を伴う指導業務	小学校 中学校  高等学校 特別支援学校	1日につき  の業務 8,000円 (人事委員会が認める業務16,000円) " 7,500円 " 7,500円 " 4,250円 " 4,250円 " 3,000円 " 900円



手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
	<p>対外運動競技等において児童・生徒を引率して行う泊を伴うもの又は週休日等に行う指導業務</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における児童・生徒に対する指導業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの</p> <p>入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの</p>		
19 教育業務連絡指導手当	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が当該担当に係る業務に従事したとき	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	1日につき 200円
20 私服作業手当	次の業務に従事した管理職員以外の警察職員  私服員として主として犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の業務  青少年の補導業務	警察本部 生活安全部(地域課・通信指令課除く。) 刑事部(鑑識課・科学捜査研究所除く。) 交通部 警備部 警察署	1日につき の業務 560円 の業務 220円
21 鑑識作業手当	犯罪鑑識の業務に従事した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。)	警察本部 鑑識課 科学捜査研究所 警察署 鑑識係	現場の業務 1日につき 560円
		警察本部 鑑識課 科学捜査研究所	内勤の業務 1日につき 280円
22 看守、護送手当	被拘禁者の看守及び護送の業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署	1日につき 250円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
23 警 ら 手 当	警らの業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署	パトカーに乗務して行う警らの業務 1日につき 420円
		警察本部 地域課鉄道警察隊 警察署 地域課	所管区における上記以外の警ら(湖上警らを含む。)の業務 1日につき 340円
24 夜 間 特 殊 作 業 手 当	次の業務に従事した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。)  正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる特殊な業務  緊急の呼出しにより勤務を命ぜられ、当該勤務時間の一部又は全部が夜間(午後9時から翌日の午前5時まで)において行われる業務	交替制勤務による当番勤務に従事する警察職員  警察本部 警察署	当該勤務時間が 深夜の全部を含む勤務の場合 勤務1回につき 1,100円 深夜の一部を含む勤務の場合 勤務1回につき 730円 (2時間未満の場合は、410円) 業務1回につき 1,240円
25 交 通 警 察 業 務 手 当	高速道路又は一般道路において次に掲げる業務に従事した管理職員以外の警察職員  交通人身事故の捜査、暴走族に係る捜査若しくは取締り又は飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査若しくは取締りの業務  白バイ又はパトカーに乗務して行う交通取締りの業務  交通整理、交通取締り又は交通事故処理の業務(前二号に掲げる業務を除く。) 大型自動車運転免許技能試験業務	警察本部 警察署  警察本部 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 交通課  警察本部 警察署  警察本部 運転免許課	1日につき イ 高速道路における業務 840円 ロ 一般道路における業務 560円 (日没時から日出時の間は50/100を加算) 1日につき イ 白バイ業務 560円 ロ 高速道路におけるパトカー業務 560円 ハ 一般道路におけるパトカー業務 420円 1日につき イ 高速道路における業務 460円 ロ 一般道路における業務 310円 1日につき 230円
26 死 体 処 理 手 当	次の作業に従事した警察職員(技労職員を含む。)  死体の解剖補助作業 死体の収容又は検視の作業 検視官が行う死体の検視の作業	直接死体に触れ、解剖の補助作業を行う警察職員(技労職員を含む。)  直接死体に触れ、収容又は検視の作業を行う警察職員(技労職員を含む。)  検視指導室長及び警察本部の刑事部において検視を担当する課長補佐(警察大学校法医専門研究科修了者に限る。)	1体につき 3,200円 1体につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合 100/100を加算) 1体につき 3,200円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
27 救 助 捜 索 手 当	危険な事象における山岳遭難等の救助若しくは捜索作業に従事又は災害現場へ出動した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。)  東京電力福島第一原子力発電所敷地内及び周辺区域(帰還困難区域等)で作業に従事した場合は、手当額の加算あり。	警察本部 警察署	山岳遭難等の救助若しくは捜索の作業 イ 特に危険な作業 1日につき 1,500円 ロ その他の作業 1日につき 1,000円 災害現場出動 イ 巡回監視 1日につき 480円 ロ 応急作業 1日につき 730円 (夜間の場合50/100を加算)
28 航 空 手 当	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事した職員 航空機の操縦又は整備業務 山岳遭難等の救助捜索 交通の整理又は取締り 災害時の救援活動 犯罪の捜査 保安又は防犯活動 警備活動 災害応急対策活動 火災防御活動 救急活動 災害予防対策活動 広域航空消防防災応援活動	防災危機管理課消防防災航空担当職員 警察職員(技労職員を含む。)	操縦業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 5,100円 限度額:255,000円/月 整備業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 2,200円 限度額:55,000円/月 その他の業務に従事する職員 搭乗時間 1時間につき 1,900円 (人事委員会が別に定める作業に従事した職員にあっては、その従事した日1日につき1,500円を加算)  法令等の規定に基づく試験飛行等に従事した時間がある場合は手当額が加算される。
29 銃器犯罪捜査従事手当	銃器若しくはその疑いのあるものが使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を装着し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事した警察官  銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の業務又はこれに相当する業務 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人逮捕の業務 の業務に付随して行われる固定配置の業務 の業務に付随して行われる固定配置の業務(銃を使用した犯人の逮捕の業務に限る。) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置して行う警戒の業務  暴力団等からの保護対象者に対する銃器による危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	警察本部 警察署	1日につき の業務 1,640円 " 1,100円 " 1,100円 " 820円

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
30 身辺警護等作業手当	次に掲げる業務に従事した警察官 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の 身辺の警衛業務 以外の皇族の身辺の警衛業務又は内閣 総理大臣、国賓その他人事委員会が定め る者の身辺の警衛業務	警察本部 警察署	1日につき の業務 1,150円 " 640円 (人事委員会が定める業務にあって は、510円を加算)
31 自動車整備業務従事手当	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条 に規定する整備管理者としての業務に従事した技 能労務職員		1日につき 250円
32 特殊自動車運転等作業手当	大型特殊自動車若しくは大型自動車又は中型自 動車(車両総重量8t以上かつ乗車定員11人以上 に限る。)の運転、大型特殊自動車による農耕作 業等の業務に従事した技能労務職員		1日につき 270円

(注) 日額手当については、1の 及び 、2、4、10、11の 、12、13、14、15、18、19、20、21、22、23、25、27、28、29、30、31を除き当該作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、本表に示した額の60%を支給する。

20、21、22、23、25、29、30については、引き続き翌日まで当該業務に従事したときにおいては、当該業務に従事を開始した日についてのみ支給。

## 9 農林漁業普及指導手当

該 当 者	支給割合	支給制限
農業又は林業の普及指導に関する事務に直接従事した普及指導員又は林業普及指導員(管理職手当を受ける者を除く。)	給料月額 × 8%	月の初日から末日までの勤務を要する日の合計のうち出張(巡回指導を除く。)、研修等の日の合計が、1/2を超える場合又は他の職を兼ねている場合は支給しない。

## 10 初任給調整手当

( 単 位 : 円 )

職員の区分 期間の区分	医療職給料表(一)の 職員 1	医療職給料表(一)の 職員 2	その他の職員 3
1 年 未 満	367,600	307,800	50,500
1 年 以 上 2 年 未 満	367,600	307,800	50,500
2 年 以 上 3 年 未 満	367,600	307,800	50,500
3 年 以 上 4 年 未 満	367,600	307,800	50,500
4 年 以 上 5 年 未 満	367,600	307,800	50,500
5 年 以 上 6 年 未 満	367,600	307,800	50,500
6 年 以 上 7 年 未 満	367,600	307,800	48,700
7 年 以 上 8 年 未 満	367,600	307,800	46,900
8 年 以 上 9 年 未 満	367,600	307,800	45,100
9 年 以 上 10 年 未 満	367,600	307,800	43,300
10 年 以 上 11 年 未 満	367,600	307,800	41,500
11 年 以 上 12 年 未 満	367,600	307,800	39,700
12 年 以 上 13 年 未 満	367,600	307,800	37,900
13 年 以 上 14 年 未 満	367,600	307,800	36,100
14 年 以 上 15 年 未 満	367,600	307,800	34,700
15 年 以 上 16 年 未 満	367,600	307,800	33,300
16 年 以 上 17 年 未 満	363,600	304,500	31,900
17 年 以 上 18 年 未 満	359,600	301,200	30,500
18 年 以 上 19 年 未 満	355,600	297,900	29,100
19 年 以 上 20 年 未 満	351,600	294,600	27,700
20 年 以 上 21 年 未 満	347,600	291,300	26,300
21 年 以 上 22 年 未 満	330,700	277,500	25,700
22 年 以 上 23 年 未 満	313,500	263,500	25,100
23 年 以 上 24 年 未 満	296,800	250,000	24,100
24 年 以 上 25 年 未 満	279,900	236,100	23,500
25 年 以 上 26 年 未 満	263,000	222,400	22,900
26 年 以 上 27 年 未 満	242,200	204,800	22,300
27 年 以 上 28 年 未 満	221,800	187,700	21,700
28 年 以 上 29 年 未 満	201,400	170,400	20,900
29 年 以 上 30 年 未 満	180,600	152,800	20,600
30 年 以 上 31 年 未 満	158,700	134,800	20,200
31 年 以 上 32 年 未 満	136,800	116,500	19,600
32 年 以 上 33 年 未 満	115,100	98,600	18,700
33 年 以 上 34 年 未 満	83,200	72,600	17,800
34 年 以 上 35 年 未 満	53,400	48,300	17,100

1 人口が少ない市町村に所在する公署に置かれている職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事委員会が認めるもので、大学卒業の日から37年(臨床研修を経た場合は39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合は38年)内に採用された者

2 大学卒業の日から37年(臨床研修を経た場合は39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合は38年)内に採用された者で、1以外のもの

3 行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものであり、医師免許又は歯科医師免許を有する者であって、大学卒業の日から37年(臨床研修を経た場合は39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合は38年)内に採用された者

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は初任給調整手当に関する規則第3条各号の職員となった日以後の期間を示す

## 11 義務教育等教員特別手当

(1) 教育職給料表(二)の適用を受ける者 (単位:円)

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1~4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
5~8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
9~12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
13~16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
17~20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
21~24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25~28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29~32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33~36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
38~40	2,900	3,300	5,300	5,900	
41~44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45~48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49~52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53~56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57~60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61~64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65~68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69~72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73~76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77~80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81~84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85~88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89~92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93	4,300	5,800	7,000	7,500	
94~96	4,300	5,800	7,000		
97~100	4,400	5,900	7,200		
101~104	4,400	6,100	7,200		
105~108	4,500	6,200	7,200		
109	4,500	6,300	7,300		
110~112	4,500	6,300			
113~116	4,600	6,400			
117~120	4,700	6,500			
121~124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126~128		6,700			
129~132		6,800			
133~136		6,900			
137~140		6,900			
141~144		6,900			
145~148		7,000			
149~152		7,100			
153~156		7,100			
157		7,100			
再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
任期付職員					2,500

(2) 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (単位:円)

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1~4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
5~8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
9~12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
13~16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
17~20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
21~24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25~28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29~32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33~36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38~40	2,900	3,800	5,300	6,400	
41~44	3,100	4,100	5,400	6,600	
45~48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49~52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53~56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57~60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61~64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65~68	3,700	5,300	6,300	7,300	
69~72	3,800	5,400	6,400	7,400	
73~76	3,900	5,500	6,500	7,500	
77	4,000	5,600	6,700	7,500	
78~80	4,000	5,600	6,700		
81~84	4,100	5,800	6,800		
85~88	4,100	5,900	6,900		
89~92	4,200	6,100	6,900		
93~96	4,300	6,200	7,000		
97~100	4,400	6,300	7,200		
101~104	4,400	6,400	7,200		
105~108	4,500	6,500	7,200		
109	4,500	6,600	7,300		
110~112	4,500	6,600			
113~116	4,600	6,700			
117~120	4,700	6,800			
121~124	4,700	6,900			
125~128	4,800	6,900			
129~132	4,900	6,900			
133~136	4,900	7,000			
137~140	4,900	7,100			
141~144	5,000	7,100			
145	5,100	7,100			
146~148	5,100				
149~152	5,100				
153	5,100				
再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
任期付職員					2,500

1 定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される者で、定時制(夜)教育若しくは通信教育又は農業に係る産業教育に従事するもの：  
表に掲げる額の4分の3

2 定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される者で、1以外のもの：  
表に掲げる額の4分の2

3 定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない時期にあっては表に掲げる額

4 特別支援学校の幼稚部に勤務するもの：  
表に掲げる額の2分の1

## 12 特地勤務手当

該 当 者

生活の著しく不便な地に所在する公署及び県立学校として人事委員会規則で定めるもの(「特地公署等」)については、その不便の度合に応じて6級地から1級地までに区分して定められており、これらの特地公署等に勤務する職員に対して支給する。

特 地 勤 務 手 当 支 給 月 額

級別区分	支 給 月 額
6 級 地	$\left[ \frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 25\% - \text{地域手当額}$
5 級 地	$\left[ \frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 20\% - \text{地域手当額}$
4 級 地	$\left[ \frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 16\% - \text{地域手当額}$
3 級 地	$\left[ \frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 12\% - \text{地域手当額}$
2 級 地	$\left[ \frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 8\% - \text{地域手当額}$
1 級 地	$\left[ \frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 4\% - \text{地域手当額}$

特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当

支給月額 = (異動等の日の給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合 (限度額: 現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の6%)

期 間 等 の 区 分		支 給 割 合	
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地公署等	6級地から3級地 まで	6%
		2級地又は1級地	5%
	準特地公署等		4%
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		4%	
異動等の日から起算して5年に達した後		2%	

特地勤務手当の支給対象となる公署等へ異動し、住居を移転した職員に対しては、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間)特地勤務手当に準ずる手当を併せて支給する。(注2)

ただし、準特地公署等にあつては、特地勤務手当に準ずる手当のみを支給する。

(注1) 異動等の日が、平成14年 4月 1日から平成14年12月31日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成14年12月27日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成15年 4月 1日から平成15年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成15年11月28日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成17年 4月 1日から平成17年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成17年12月 1日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成21年 4月 1日から平成21年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成21年12月 1日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成22年 4月 1日から平成22年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成22年11月30日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成23年 4月 1日から平成23年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成23年11月30日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

(注2) 当該異動の日の給料の月額及び扶養手当の額についても、(注1)に準じた場合の額とする。

**特勤手当級別支給公署及び所在地**

級別区分	公 署	所 在 地
3 級 地	早川水系発電管理事務所	南巨摩郡早川町奈良田 1050
	早川水系取水口監視所	南巨摩郡早川町奈良田 1076-4
2 級 地	広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課	山梨市牧丘町北原
1 級 地	西原警察官駐在所	上野原市西原
	小菅警察官駐在所	北都留郡小菅村川久保
	丹波警察官駐在所	北都留郡丹波山村丹波

**準 特 地 公 署 等**

公 署	所 在 地
深城ダム管理事務所	大月市七保町瀬戸
道志警察官駐在所	南都留郡道志村川原畑

**13 へき地手当**

該 当 者

へき地教育振興法第 2条の規定に基づいて、へき地条件の程度に応じて 1級地から 5級地までに分類された地に所在する小・中学校に勤務する教育職員(事務職員及び学校栄養職員を含む。)に対して支給する。

へき地手当支給額

級 別 区 分	支 給 月 額	級 別 区 分	支 給 月 額
5 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 25% - 地域手当額	2 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 12% - 地域手当額
4 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 20% - 地域手当額	1 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 8% - 地域手当額
3 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 16% - 地域手当額	へき地学校に準ずる学校	(給料の月額 + 扶養手当) × 4% - 地域手当額



へき地手当に準ずる手当

支給月額 = (給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合

期間等の区分	支給割合
異動等の日から起算して5年に達するまでの間	4%
異動等の日から起算して5年に達した後	2%

へき地手当の支給対象となる学校へ異動し、住居を移転した職員に対しては、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間)へき地手当に準ずる手当を併せて支給する。ただし、特別の地域に所在する学校にあつては、へき地手当に準ずる手当のみを支給する。

へき地学校級別区分表

級別	学校名	所在地	級別	学校名	所在地
2 級	早川北小学校	南巨摩郡早川町大原野	1 級	西原小学校	上野原市西原
	早川中学校	南巨摩郡早川町保		秋山小学校	上野原市秋山
	富士豊茂小学校	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺		秋山中学校	上野原市秋山
	小菅小学校	北都留郡小菅村		早川南小学校	南巨摩郡早川町高住
	小菅中学校	北都留郡小菅村		道志小学校	南都留郡道志村
	丹波小学校	北都留郡丹波山村		道志中学校	南都留郡道志村
	丹波中学校	北都留郡丹波山村			
1 級	高根清里小学校	北杜市高根町清里			
	芦川小学校	笛吹市芦川町中芦川			

へき地学校に準ずる学校

学校名	所在地
高根北小学校	北杜市高根町長沢

特別の地域に所在する学校

学校名	所在地
芦安小学校	南アルプス市芦安安通
芦安中学校	南アルプス市芦安安通

14 定時制通信教育手当

県立高校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員(本務として定時制課程又は通信制課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制課程又は通信制課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制課程若しくは通信制課程に関する校務の一部を整理し又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手)に対し、給料の月額の5%を支給する。

ただし、管理職手当を受ける者は4%(副校長を置く高校の校長にあつては3%)とする。

支給制限:月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の一に該当する場合は支給することができない。

出張中の場合      研修中の場合      勤務しなかった場合

支給割合の経過措置(管理職以外) 平成27年度8%    平成28年度6%    (管理職) 平成27年度6%(5%)    平成28年度5%(4%)

## 15 産業教育手当

農業又は工業に関する課程を置く県立高校で、農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該課程において実習を伴う科目を主として担任する場合に、その職員に対して給料の月額10%（定時制通信教育手当受給者7%）を支給する。

支給制限：(1) 副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師で次の一に該当する者には支給しない。

実習を伴う農業、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が、その者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者

実習を伴う農業、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数の合計が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

(2) 実習助手で、実習を伴う農業、工業又は電波に関する科目について、教諭の職務を助けて行う実習の指導及びこれに直接必要な準備・整理等に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

## 16 災害派遣手当

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため山梨県に派遣された職員で、住所又は居所を離れて山梨県の区域に滞在することを要するものに支給する。

支給額

施設の利用区分	公共の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
滞在した期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## 17 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した全時間及び週休日の振替等により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、1時間当たり

$(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{人事委員会規則で定める手当の月額}) \times 12$

× 支給割合（下表のとおり）

$(\text{当該勤務の属する年度の現日数} - \text{週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日}) \times 7.75$

	平日	平日深夜	土曜日	土曜深夜	日曜日又はこれに相当する日	日曜又はこれに相当する日の深夜	週休日振替等
月60時間以内の支給の対象となる勤務	125/100	150/100	135/100	160/100	135/100	160/100	25/100
月60時間を超える支給の対象となる勤務	150/100	175/100	150/100	175/100	150/100	175/100	50/100

「深夜」：午後10時～午後12時、午前0時～午前5時

人事委員会規則で定める手当の月額

・初任給調整手当

・農林漁業普及指導手当

・特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）

・特地勤務手当（給料の月額に対するものに限る。）

・特地勤務手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）

・へき地手当（給料の月額に対するものに限る。）

・へき地手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）

## 18 休日勤務手当

休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、1時間当たり

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{人事委員会規則で定める手当の月額}) \times 12}{(\text{当該勤務の属する年度の現日数} - \text{週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日}) \times 7.75} \times \frac{135}{100}$$
 の額を支給する。(管理職手当又は教職調整額を受ける者を除く。)

人事委員会規則で定める手当の月額については、17 時間外勤務手当を参照。

## 19 夜間勤務手当

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した全時間に対し、1時間当たり

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{人事委員会規則で定める手当の月額}) \times 12}{(\text{当該勤務の属する年度の現日数} - \text{週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日}) \times 7.75} \times \frac{25}{100}$$
 の額を支給する。(管理職手当又は教職調整額を受ける者を除く。)

人事委員会規則で定める手当の月額については、17 時間外勤務手当を参照。

## 20 宿日直手当

宿日直手当は、その勤務1回につき、普通当直4,200円、業務当直7,200円、医療施設の医師・歯科医師20,000円とし、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと

定められている日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて勤務した場合は  $\frac{150}{100}$ 、勤務時間が5時間未満の場合は  $\frac{50}{100}$  をそれぞれの額に乗じて得た額とする。

常直職員については、月額21,000円(その勤務日数が月の初日から末日までの期間の1/2以下の場合は10,500円)とする。

## 21 管理職員特別勤務手当

管理職手当の支給を受ける者が、週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日や平日深夜に臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に支給する。

管理職手当支給区分		一 種	二 種	三 種	四 種	五 種	六 種	七 種	八 種
1 回 当 た り の 支 給 額	週休日等								
	1時間未満の勤務	4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円
	1時間以上3時間未満の勤務	8,400円	7,700円	7,000円	6,300円	5,600円	4,900円	4,200円	3,500円
	3時間以上6時間以下の勤務	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円	5,000円
	6時間を超える勤務	18,000円	16,500円	15,000円	13,500円	12,000円	10,500円	9,000円	7,500円
	平日深夜(0時～5時)	6,000円	5,500円	5,000円	4,500円	4,000円	3,500円	3,000円	2,500円

## 22 単身赴任手当

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動又は公署の移転の直前の住居から在勤公署までの通勤距離が60km以上のものに対して支給する。

支給額は基礎額を30,000円とし、職員の住居から配偶者の住居までの距離が100km以上の場合には次の距離区分に応じた加算額を加えた額を支給する。  
(基礎額の特例 平成27年度は26,000円)

距離区分	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
加算額	6,000円	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	43,000円	48,000円	53,000円	58,000円

## 再任用職員の給与

### 給料

給料月額 適用給料表の再任用職員の欄に掲げる職務の級に応じた給料月額  
 給料の調整 適用給料表及び職務の級に応じた調整基本額 × 調整数  
 教職調整額 一般職と同(支給割合)

### 諸手当

通勤手当 一般職と同  
 地域手当 一般職と同(支給割合)  
 ただし、医療職(一)の地域手当は支給しない  
 管理職手当 再任用職員の管理職手当額表の職務の級及び支給区分に応じた額  
 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当

一般職と同  
 一般職と同  
 管理職特別勤務手当 一般職と同

特殊勤務手当 一般職と同  
 期末勤勉手当 期末手当額 = 期末手当基礎額 × 割合 × 期間率  
 勤勉手当額 = 勤勉手当基礎額 × 成績率 × 期間率  
 勤勉手当支給総額 = 勤勉手当基礎額 × 割合  
 特定幹部職員以外の割合

	6月期	12月期	合計
期末	0.650	0.800	1.45
勤勉	0.350	0.400	0.75
合計	1.000	1.200	2.20

定時制通信教育手当 一般職と同(支給割合)  
 産業教育手当 一般職と同(支給割合)  
 義務教育等教員特別手当 適用給料表及び職務の級に応じた額  
 単身赴任手当 一般職と同

### 再任用短時間勤務職員の特例

給料月額 職務の級の給料月額 × 週間勤務時間数 / 38時間45分  
 給料の調整 職務の級の調整基本額 × 調整数 × 週間勤務時間数 / 38時間45分  
 通勤手当 平均1ヵ月通勤回数10回未満は通常の1/2、10回以上15回未満は通常の1/4を減じた額  
 時間外勤務手当

- ・ その日の時間外勤務が正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する割合は100 / 100
- ・ 割振り変更により1週間の勤務時間を超えて勤務した場合、1週間の勤務時間の合計が38時間45分に達するまでは、支給しない
- ・ 正規の勤務時間外に勤務した上記以外の時間に対し、1時間当たり

$$\left\{ \text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)} \right\} \times 12$$

$$\times \frac{1 \text{ 週間の勤務時間}}{7 - 1 \text{ 週間当たりの週休日}}$$

(当該勤務の属する年度の日数 - 週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日) ×

× 支給割合  
(一般職と同)

特殊勤務手当(月額) 月額 × 週間勤務時間数 / 38時間45分  
 義務教育等教員特別手当 適用給料表及び職務の級に応じた額 × 週間勤務時間数 / 38時間45分  
 単身赴任手当 一般職と同

## 育児短時間勤務職員の給与

### 給料

**給料月額** 適用給料表の級・号給に応じた額 × 算出率 ( )

算出率 = その者の一週間当たりの勤務時間 / 38時間45分 (以下同じ)

**給料の調整** 適用給料表及び職務の級に応じた調整基本額 × 調整数 × 算出率

**教職調整額** フルタイム勤務時と同一支給割合(上記給料月額 × 4%)

### 諸手当

**管理職手当** 適用給料表の級・支給区分に応じた額 × 算出率

**扶養手当** フルタイム勤務時と同額

**地域手当** フルタイム勤務時と同一支給割合

**住居手当** フルタイム勤務時と同額

**初任給調整手当** フルタイム勤務時の金額 × 算出率

**通勤手当** フルタイム勤務時と同。ただし、平均1ヵ月通勤回数10回未満は通常の1/2、10回以上15回未満は通常の1/4を減じた額

**単身赴任手当** フルタイム勤務時と同額

**寒冷地手当** フルタイム勤務時と同額

**特殊勤務手当** 月額手当についてはフルタイム勤務時の支給額 × 算出率、日額手当についてはフルタイム勤務時と同一要件に応じた額

**農林漁業普及指導手当**

フルタイム勤務時の支給額 × 算出率

**特勤勤務手当** 支給時だけでなく異勤時の給料月額も算出率を乗じて得た額により、算出(準ずる手当も同)

**へき地勤務手当** フルタイム勤務時と同一支給割合

**時間外勤務手当** 再任用短時間勤務職員の特例と同様の取扱い 前ページ参照

**休日勤務手当・夜間勤務手当**

時間外勤務手当算出時と同様の勤務一時間当たりの給与額により勤務実績に応じた額を支給

**宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当**

フルタイム勤務時と同額

**期末勤勉手当**

期末手当額 = 期末手当基礎額 × 割合 × 期間率

勤勉手当額 = 勤勉手当基礎額 × 成績率 × 期間率

基礎額の計算については、勤務時間数に応じて割り落とした給料月額等をフルタイム勤務時の給料月額等に割り戻す。

期間率については、期末手当にあっては短縮された勤務時間の1/2に相当する期間を除算し、勤勉手当にあっては短縮された勤務時間に相当する期間を除算する。

**定時制通信教育手当** フルタイム勤務時と同一支給割合

**産業教育手当** フルタイム勤務時と同一支給割合

**義務教育等教員特別手当** 適用給料表及び職務の級・号給に応じた額 × 算出率

その他

1 四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当額

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当は、次の額を支給

片道使用距離		通勤手当額	片道使用距離		通勤手当額
(2km以上)	5km未満	3,000円	43km以上	45km未満	32,472円
5km以上	7km未満	4,776円	45km以上	47km未満	33,948円
7km以上	9km未満	6,368円	47km以上	49km未満	35,424円
9km以上	11km未満	7,960円	49km以上	51km未満	36,900円
11km以上	13km未満	9,552円	51km以上	53km未満	38,376円
13km以上	15km未満	11,144円	53km以上	55km未満	39,852円
15km以上	17km未満	12,736円	55km以上	57km未満	41,328円
17km以上	19km未満	14,328円	57km以上	59km未満	42,804円
19km以上	21km未満	15,920円	59km以上	61km未満	44,280円
21km以上	23km未満	16,236円	61km以上	63km未満	45,756円
23km以上	25km未満	17,712円	63km以上	65km未満	47,232円
25km以上	27km未満	19,188円	65km以上	67km未満	48,708円
27km以上	29km未満	20,664円	67km以上	69km未満	50,184円
29km以上	31km未満	22,140円	69km以上	71km未満	51,660円
31km以上	33km未満	23,616円	71km以上	73km未満	53,136円
33km以上	35km未満	25,092円	73km以上	75km未満	54,612円
35km以上	37km未満	26,568円	75km以上	77km未満	56,088円
37km以上	39km未満	28,044円	77km以上	79km未満	57,564円
39km以上	41km未満	29,520円	79km以上	81km未満	59,040円
41km以上	43km未満	30,996円	81km以上		60,516円

## 2 四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等(自転車を使用する職員を除く)を使用する職員に係る通勤手当額

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等(自転車を使用する職員を除く)を使用する職員に係る通勤手当は、次の額を支給

片道使用距離		通勤手当額
(2km以上)	5km未満	2,000円
5km以上	10km未満	4,776円
10km以上	15km未満	7,960円
15km以上	20km未満	12,736円
20km以上	25km未満	15,920円
25km以上	30km未満	19,188円
30km以上	35km未満	22,140円
35km以上	40km未満	26,568円
40km以上	45km未満	29,520円
45km以上	50km未満	33,948円
50km以上	55km未満	36,900円
55km以上	60km未満	41,328円
60km以上		44,280円